Shinshu University Institutional Repository SOAR-IR

Title	欧州民事法典研究グループの売買法に関する比較法的考察 : 国連国際物品売買条約との比較
Author(s)	角田, 光隆
Citation	信州大学法学論集 5: 65-146(2005)
Issue Date	2005-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10091/3860
Rights	

欧州民事法典研究グループの売買法に関する比較法的考察

—国連国際物品売買条約との比較—

角田光隆

目次

1．はじめに
2．法典の構造
3．消費者等の概念
4．契約法原理
5．売買法
6．国連国際物品売買条約との比較
7．「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書との関係
8．日本法との比較
9．おわりに
付録　欧州民事法典研究グループの売買法案の翻訳

1　はじめに

1，1　ヨーロッパ共通の法原理

1，1，1　欧州契約法委員会

ヨーロッパ契約法委員会は1980年から活動を開始し，参加者はEC・EU構成国各国から出ている。ヨーロッパ契約法原理の第一部は英語とフランス語で出版され，適正な履行と不履行に関する救済方法に関する準則を中心に規定していた。第一部の条文のドイツ語訳が出ている。第二部は英語で出版され，第一部の準則を改定し，契約の形成，本人を拘束する代理人の権限，契約の有効性・解釈・内容・効果に関する準則も含んでいる。第一部と第二

部の条文の日本語訳を公表した。第三部は2003年に公表された。(1)

1，1，2　欧州民事法典研究グループ

ヨーロッパ民事法典研究グループのプロジェクトは，構成国の現行の私法を共有する法原理の観点から定めることができる範囲・程度を決定することであって，これが可能である限り私法の共通事項を法律草案の形で表現することである。ただし，法律テキストを作ることが唯一の目的ではない。このプロジェクトは法学自体にとって利益があり，ヨーロッパおよびヨーロッパ以外の実務家と法学者にとって役立つものと考えられている。

このプロジェクトによって作成されたリステイトメントは，欧州連合における私法の概観，欧州内部の取引や欧州外部との取引，構成国の基礎的な私法の知識の獲得，構成国内部の法的議論や現行法の発展，構成国法の自発的な収斂，EC条約288条1項における共同体機関の契約外責任の発展のように構成国の共通の法原理から欧州連合法の法原理を導き出すこと，越境取引の形成における自発的な採用，仲裁を含む請求事件の自発的な紛争解決，比較法研究における教育，構成国によって訓練された法律家の間の理解とコミュニケーションにとって役立つものと理解されている。

このプロジェクトの範囲は，債権法と動産法に限定されている。債権法の領域は，契約一般法，特別契約法，契約外債権関係が考えられている。これらの領域が選択されたのは，異なった伝統，政策，社会慣行が比較的少ないと判断されたからである。したがって，土地法，家族法，相続法，雇用法は除外されている。債権法と動産法に限定されたのは，欧州域内市場との関連で，ビジネス活動と直接関係するからである。

契約一般法に相当するのが，ヨーロッパ契約法原理である。特別契約法は，売買，サービス，人的担保，長期契約，消費貸借，保険契約，金融サービスに関する。契約外債権関係は，事務管理，不当利得，不法行為に関する。動産法は，財産権の移転，動産担保，信託法に関する。(2)

1，1，3　その他の研究グループ

ヨーロッパ家族法委員会，家族法国際協会，私法統一国際協会

(UNIDROIT)，信託法の研究グループ，欧州民間法律家アカデミー，欧州大学研究所，欧州法律アカデミー，欧州私法統一述語の研究グループ，欧州契約法協会，不法行為及び保険法欧州センター，オーストリア科学アカデミーの欧州不法行為調査団体，欧州不法行為法研究グループ（ティルバーグ・グループ），欧州私法の共通点プロジェクト・グループ，欧州私法調査グループ，イギリス国際・比較法研究所，普通法ケースブックプロジェクトグループ，EC 現行私法調査グループ，国際商事法グループ，ヨーロッパ私法ネットワーク，ヨーロッパ法律研究グループ，マックスプランク研究所などが存在する。

1，2　本稿の目的

別稿において，国際法，ヨーロッパ連合国法，新しく施行されたドイツ債権法，別の国際団体が作成した条項や私的団体のリステイトメント，ヨーロッパ契約法原理の策定前後に公表された著書を含めて，EU 私法（構成国法プラス欧州連合・共同体法）の研究を行いつつ，日本法に対する立法論的・解釈論的な示唆を得たいと考えていると述べた。

また，より統一的な欧州契約法に関する行動計画で言及されている共通の枠組み（Common Frame of Reference）を明らかにしたいと考えている。これはもちろん補充性の原理を考慮して共同市場を機能させるために必要で可能な範囲に限定されるであろう。各法圏の特色を考慮し，特に英米法圏をどのように斟酌するのかを考慮する必要がある。この共通の枠組みも日本法に対する示唆があると考えると述べた。(3)

したがって，本稿では初めに，欧州民事法典研究グループの法律案の全体に通じる部分と民事法上の売買法に関する法律案の内容を確認する。その後で，国連国際物品売買条約と比較検討し，欧州民事法典研究グループの売買法に関する法律案と「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書との関係を述べることにする。最後に，日本法との関連性を指摘する。

なお，外国法の条文は原語で読むのが望ましいが，欧州民事法典研究グループの売買法案の翻訳を掲載しておいた。国連国際物品売買条約とヨーロッ

パ契約法原理の翻訳は本稿で特に掲載していない。

2　法典の構造

欧州民事法典案は10巻からなる。第１巻は一般規定である。第１巻第１章は目的，解釈，補充，一般的義務を定める。第１巻第１章第１節は法源，解釈，補充を規定し，第２節は一般的規範と義務を定めている。第１巻第２章は術語に関する規定である。第１巻第２章第１節は人を規定し，第２節は物，行為，権利，責任を定めている。第３節は代位認識と意図を定め，第４節は期間に関する一般規定に関する規定である。

第２巻は債務と債務に対応する権利を規定する。第２巻第１章は債務の源とその内容を定めている。第２巻第２章は履行の内容と条件のルールに関する規定である。その第１節はすべての債務のルールに関する規定，第２節は金銭債務の追加ルール，第３節は未決定の条件を定めている。第２巻第３章は債務の類型と債務に対応する権利に関する規定である。その第１節は条件付き債務，第２節は選択債務を定めている。第２巻第４章は多数当事者に関する規定である。その第１節は多数債務者，第２節は多数債権者を定めている。第２巻第５章は債権者の変更（債権譲渡）を規定する。その第１節は債権譲渡の効果，第２節は人的代位の効果，第３節はその他の形態の法律上の譲渡の効果／直接訴権を定めている。第２巻第６章は債務者の変更と契約の引受を規定する。その第１節は新しい債務者に替わること，第２節は債務者が替わることのない債務の引受―支払いの委任を定めている。第２巻第６Ｂ章は権利と債務の同時移転／契約／双務関係―債務者と債権者の同時変更を規定する。第２巻第７章は履行，修正，消滅を規定する。その第１節は履行と債権者遅滞，第２節は相殺，第３節は債権の時効，第４節はその他の形態の消滅を定めている。第２巻第８章は不履行と救済手段を規定する。その第１節は不履行と救済手段一般，第２節は履行請求権，第３節は履行の抑制と占有の保持，第４節は損害賠償と利息を定めている。第２巻第９章は債権者の権利を侵害する第三者に対する債権者の救済手段を規定している。

第3巻は契約債務一般を規定する。第3巻第1章は法律行為に関する規定である。第3巻第2章は契約の形成を規定している。その第1節は一般規定，第2節は申込と承諾，第3節は交渉に対する責任，第4節は契約前の警告・説明・協力義務を定めている。第3巻第3章は代理人の権限・代理権を規定している。その第1節は一般規定，第2節は直接代理，第3節は間接代理を定めている。第3巻第4章は無効を規定する。その第1節は本章の範囲，第2節は不法性，第3節は同意の瑕疵から生じた無効，第4節はパウスルの訴権と支払不能における解除等を定めている。第3巻第5章は解釈を規定している。第3巻第6章は契約または片務的行為（内容，変更，効果）から生じた債務と権利を規定している。第3巻第7章は契約上の債務の不履行と救済手段を規定している。その第1節は契約上の債務の不履行と救済手段一般／一般規定，第2節は特定履行，第3節は不履行に対する契約の解除，第4節は代金減額，第5節は損害賠償または契約上の債務の不履行に関する特別規定に関する規定である。

第4巻は特定の契約を規定している。たとえば，売買契約，サービス契約，商事代理権，フランチャイズ，販売契約，動産のリース，ローン契約（金融サービス），保険契約，人的担保（保証契約），動産の物的担保契約，贈与契約，組合契約，宣言契約から成る。

第4巻Aは売買契約に関する規定である。第1章は有体物の売買を規定する。その第1節は適用範囲と一般規定，第2節は売主の義務，第3節は買主の義務，第4節は救済手段，第5節は危険の移転，第6節は製品保証を定めている。第2章は無体物の売買に関する規定である。

第4巻Bはサービス契約に関する規定である。第1章は一般規定，第1章BISは代理権，第2章は建築，第3章は加工・処理，第4節は貯蔵，第5節はデザイン，第6節は情報，第7節は治療を規定している。

第4巻Cは商業代理権，フランチャイズ，販売契約に関する規定である。第1章は一般規定である。その第1節は第1章の範囲，第2節は債務，第3節は終了と解除，第4節はその他の規定を定めている。第2章は商業代理権

を規定する。その第1節は一般，第2節は商業代理人の債務，第3節は本人の債務を定めている。第3章はフランチャイズを規定する。その第1節は一般，第2節はフランチャイザーの債務，第3節はフランチャイジーの債務を定めている。第4章は販売に関する規定である。その第1節は一般，第2節は供給者の義務，第3節は販売者の義務を定めている。

第4巻Dは動産のリースに関する規定である。第1章は一般規定，第2章はリース契約の期間，第3章は貸主の義務，第4章は借主の救済手段，第5章は借主の義務，第6章は貸主の救済手段を定める。第7章はファイナンシャル・リースに関する特別規定である。第8章は第三者に対する責任—保険に関する規定である。

第4巻Eはローン契約（金融サービス）に関する規定である。第4巻Fは保険契約に関する規定である。

第4巻Gは人的担保（保証契約）に関する規定である。その第1部は共通のルール，第2部は従属的保証，第3部は独立的保証，第4部は消費者による保証に対する特別なルールを定めている。

第4巻Hは動産の物的担保に関する契約を規定する。第4巻Jは贈与契約，第4巻Kは組合契約，第4巻Lは宣言契約を規定している。

第5巻は損害に対する責任を規定している。第1章は基本規定を定めている。第2章は法的に関連した損害を定める。その第1節は一般，第2節は法的に関連した損害の特別な場合を定めている。第3章は責任を定める。その第1節は故意と過失，第2節は故意または過失のない責任を規定している。第4章は因果関係を定めている。第5章は抗弁を規定する。その第1節は被害者の同意または行為，第2節は不法行為者または第三者の利益，第3節は制御の不可能性，第4節は責任の契約上の排除または制限を定めている。第6章は救済手段に関する規定である。その第1節は一般，第2節は損害賠償，第3節は差止命令を規定している。第7章は補助規定である。その第1節は本巻の追加規定，第2節は本巻の適用除外を規定している。

第6巻は事務管理を対象としている。その第1章は適用範囲，第2章は介

入者の義務，第3章は介入者の権利と資格を定めている。

第7巻は不当利得に関する規定である。第1章は基本規定を定める。第2章は利得・損失・帰属を定める。その第1節は利得と損失，第2節は利得を損失に帰することを規定している。第3章は正当化の不存在，第4章は利得の移転，第5章は抗弁，第6章は他の法的権利との関係を対象としている。

第8巻と第9巻は動産所有権／動産担保権を規定する。第10巻は信託を対象とする。

巻（Book）の番号が付き，その下で章（Chapter），節（Section），条（Article），項（Paragraph），号（Sub-paragraph）という区分けとなる。(4)

3 消費者等の概念

「消費者と事業者の概念と若干の関連問題」という論文がある。(5) この論文は消費者保護ルールの前提となる法概念を提案したものである。この提案は欧州民事法典案に取り入れられる予定である。

消費者保護ルールの相違が域内取引の障害の一つとして考えられていて，域内取引の円滑化のために消費者保護ルールの同一化が必要である。したがって，消費者等の概念の同一化が必要となったことが，当該提案の趣旨である。

同一化が必要となった法概念は消費者，事業者，消費者取引で，EC指令，国連国際物品売買条約（CISG），1980年のローマ条約などを斟酌して，標準的定義とケース毎に応じた定義に分けて提案された。

標準的定義の個所では，消費者，事業者，消費者取引，売買取引に関する標準的定義，保証に関する標準的定義が示された。

消費者概念と事業者概念は同義語的なtrade，business，professionとの関連で捉えられている。消費者の主たる目標がそれらとは関係のないものとして理解されて，自然人だけが対象となっている。他方で，事業者はそれらと関係のある行為者で，自然人または法人が対象となっている。

消費者取引概念は二通りの定義の仕方で，単純に事業者が消費者と取引する行為という表現か，または，前述した消費者概念と事業者概念を利用した表現が選択的に例示されている。

実例は売買と保証の場合である。売買の場合は，単純に消費者と事業者の言葉だけを示す場合と前述した消費者概念と事業者概念を利用した場合が例示されている。他方で，保証の場合は，単純に消費者と事業者の言葉だけを保証を定義する表現として採用している。

このような標準的定義を前提として，ケース毎に応じた定義が提案された。これは法典のいろいろな個所で利用される特定の場合に即した定義で，広狭の解釈がなされている。

狭い解釈における消費者取引では，事業者が消費者と取引行為をしていることと，契約締結前または締結時にそのことの認識の有無を事業者に求めている。売買取引を実例とした定義が例示されている。

広い解釈の消費者取引は三通りに分かれている。第１番目の解釈は消費者取引の定義に単純に消費者と事業者の言葉を使い，同じ準則の適用領域として消費者としての法人を挙げている。法人の定義には前述した消費者概念を利用し，事業者の認識の有無を要件としている。このような解釈が実例として売買と保証の場合に適用されている。

第２番目の解釈は消費者取引の定義に単純に消費者と事業者の言葉を使い，同じ準則の適用領域として自然人と法人を挙げている。自然人と法人の定義には前述した消費者概念を利用し，事業者の認識の有無を要件としている。このような解釈が実例として売買の場合に適用されている。

第３番目の解釈は消費者取引の定義に単純に消費者と事業者の言葉を使い，同じ準則の適用領域として法人を挙げている。この法人概念は５人未満の従業員のいる法人，無経験または取引技術を欠いている法人，消費者の諸事情と類似の諸事情の下で行動している法人として定義されて，事業者の認識の有無を要件としている。このような解釈が実例として売買と保証の場合に適用されている。

4 契約法原理

ヨーロッパ契約法原理について別稿で論じきた。(6) さらにその他の研究グループの成果と比較して論ずる予定である。本稿では，条文の名称だけを挙げるに止めておきたい。

ヨーロッパ契約法原理は，第1章一般規定，第1章第1節原理の範囲，第1章第2節一般的義務，第1章第3節術語とその他の規定，第2章契約の形成，第2章第1節一般規定，第2章第2節申込と承諾，第2章第3節交渉に対する責任，第3章代理人の代理権，第3章第1節一般規定，第3章第2節直接代理，第3章第3節間接代理，第4章有効性，第5章解釈，第6章内容と効果，第7章履行，第8章不履行および救済手段一般，第9章不履行に対する特別な救済手段，第9章第1節履行に対する権利，第9章第2節履行の抑制，第9章第3節契約の終了，第9章第4節価格の減額，第9章第5節損害賠償と利息，第10章多数当事者，第10章第1節多数債務者，第10章第2節多数債権者，第11章債権譲渡，第11章第1節一般原理，第11章第2節譲渡人と譲受人との間の譲渡の効果，第11章第3節譲受人と債務者との間の譲渡の効果，第11章第4節譲受人と競合する債権者との間の優先順位，第12章新しい債務者に替わること：契約の引受，第12章第1節新しい債務者に替わること，第12章第2節契約の引受，第13章相殺，第14章時効，第14章第1節一般規定，第14章第2節時効期間とその開始，第14章第3節期間の延長，第14章第4節期間の更新，第14章第5節時効の効果，第14章第6節合意による修正，第15章違法性，第16章条件，第17章重利から成っている。

5 売買法

欧州売買法の原理はオランダチームが作成した。(7) 2003年12月時点の当該原理は第6節まで作成されている。第1節は一般規定の適用範囲，第2節は売主の義務，第3節は製品保証，第4節は買主の義務，第5節は危険の移転，第6節は物品の保存を規定している。当該原理は2004年6月の時点で改定され，欧州民事法典案の中で位置づけられている。以下において，各条項の要

点だけを述べることにする。

2003年第1節第101条は適用範囲を定めている。第101条1項は物品売買契約の基本的な構造を定め，第2項で物品の定義がある。物品とは有体動産であって，船舶，航空機，宇宙の物体，動物，液体，気体を含むものである。さらに本章は株式，投資証券，譲渡証券，金銭，電気およびその他のエネルギー，情報およびソフトウエアーを含むデーター，その他の権利（土地の権利を含まない）に関する売買契約に準用される。この規定に相当するのが2004年第1：101条である。新規定は物品の定義を二つ持つ。物品の対象範囲や準用される物品の対象が変更されている。

2003年第102条は加工または生産された物品の供給契約に関する条項である。当該供給契約が売買と考えられる場合が定義されている。これは，物品を注文した者が材料の主要な部分を供給していない場合である。この規定に相当するのが2004年第1：102条である。新規定は消費者取引の場合が追加されている。

2003年第103条は交換に関する規定である。本章は交換にも準用される。交換を両当事者の物品の所有権を譲渡し合うものと定義し，買主の側面は物品を受領したこと，売主の側面は物品を譲渡したことに求められている。この規定に相当するのが2004年第1：103条である。

2003年第104条は消費者売買の場合で，前述した消費者概念と事業者概念が消費者売買の定義に利用されている。この規定に相当するのが2004年第1：201条である。

2003年第105条は別段の定めがない場合には本章から逸脱できるが，消費者売買の場合で別段の定めがない場合には本章から逸脱できても消費者の不利益になってはならないことを定める。この規定に相当するのが2004年第1：202条である。

2003年第2節第201条は売主の義務を一般的に定めている。たとえば，契約に適合した物品を引き渡すこと（第三者の権利または請求権から免れているもの），物品の所有権を譲渡すること，物品に関連した権利証またはその

他の文書を手渡すこと，リスク移転後の物品から生じた利益を引き渡すこと，である。この規定に相当するのが2004年第２：001条である。新規定では，リスク移転後の物品から生じた利益の引渡に関する規定が削除されている。

2003年第202条から第205条は物品と文書の引渡に関する規定である。2003年第202条によれば，引渡しの場所と時間はヨーロッパ契約法原理の第７：101条と第７：102条に基づくことになる。ただし，別段の定めがない場合である。この規定に相当するのが2004年第２：102条である。新規定では，物品を表象する証書を交付する売主の義務が詳細に定められている。

2003年第203条は売主の引渡方法に関する規定である。たとえば，物品を買主の処分可能な状態に置くこと，運搬される物品が輸送されていない場合には，物品を運搬者に引き渡すこと，輸送された物品の場合には，物品の受領のために買主の指定した場所に物品を再び指図すること，引渡しまでに当該場所を指定しなかった場合には，買主の営業所に物品を再び指図すること，である。この規定に相当するのが2004年第２：101条である。新規定では，物品を表象する証書を買主に引き渡すことが明記されている。物品の運送の場合の規律が変更されている。

2003年第204条は文書の引渡しに関する規定である。文書を引き渡す日時・場所・形式は契約の条件に従うこと，当該日時以前に文書を引き渡した場合には，契約の指定した日時まで文書の見直しをすることができること，しかし，それは買主に不合理な不便と費用を発生させない場合で，買主はヨーロッパ契約法原理第９章第５節に規定された損害賠償請求権を持つこと，が定められている。この規定に相当するのが2004年第２：103条である。新規定では，物品の履行期前の提供が詳しく規定されている。

2003年第205条は運送に関する規定である。売主が運送の手はずを整える場合に適切な条件で行うこと，契約に適合するものと明らかに確認されない物品を運送人に引き渡す場合には物品を特定すべきことを買主に通知すること，売主が資産運送保険をつける義務がなくても買主の要求で買主の保険加入に必要な情報を提供すること，が定められている。この規定に相当するの

が2004年第２：104条である。

2003年第206条は買主の救済手段に関する規定で，救済手段一般を規定している。売主の債務不履行の場合に第401条以下の特別規定の場合を除いてヨーロッパ契約法原理における権利を行使できること，ヨーロッパ契約法原理第８：103条第ａ号が適用されない場合は引渡時期が重要な要素である旨の明示の合意がなかった場合であること，を定めている。この規定に相当するのが2004年第４：101条である。新規定は消費者売買の場合も規定している。

2003年第301条から第312条までは物品の契約との適合性を扱っている。2003年第301条は契約との適合性に関する規定で，物品の質・量・種類（ヨーロッパ契約法原理第６：101条と一致したもの），物品の入れ方・包装の仕方，物品の取扱い説明書またはその他の説明書に関して契約との適合性が要求されている。この規定に相当するのが2004年第２：201条である。

2003年第302条は黙示条件に関する規定である。特約のある場合を除いて，物品が契約に適合しない場合が定められている。

たとえば，第１項第ａ号では，物品が特定の目的に適合していない場合で，当該目的は契約締結時に売主に知らされたものであった場合である。しかし，売主の技術と判断を買主が信頼していなかったか信頼するのが不合理であった場合は別である。第１項第ｂ号において，物品が見本の品質を持っていなかった場合も契約に適合していない。第１項第ｃ号は物品の特徴に関する説明を考慮して，物品が合理的に期待できる品質と性能を持っていない場合で，その特徴は事業系列の比較的早く連携役となった者，生産者，生産者の代理人によって作られたものである場合である。第１項第ｄ号では，同じ種類の物品が通常使用される目的に適合していない場合も契約に適合していない。第１項第ｅ号における物品の通常の入れ方または包装の仕方に拠っておらず，当該方法がない場合に物品を保存・保護する適切な入れ方や包装の仕方がなされていない場合や，第１項第ｆ号における買主が合理的に受け取ることができる取扱説明書またはその他の説明書がない場合もそうである。

第２項では，第１項第ｃ号を再度詳しく定義している。物品の特徴の関連説明について，ある説明が関連しない場合が挙げられている。たとえば，売主が物品の特徴を知らず，そのような合理的な期待もなかった場合，当該説明が契約締結時までに修正された場合，買主の意思決定が当該説明とは関係しなかった場合である。

この規定に相当するのが2004年第２：202条である。

2003年第303条は消費者売買における原則からの逸脱を規定している。第302条第１項第ａ号から第ｆ号までの黙示条件から逸脱できるのは，買主にとって明らかであることが条件となる。契約条項またはその他の方法では，逸脱の条件を満たさない。この規定は2004年版には存在しない。

2003年第304条は消費者売買における誤った取扱いに関する規定である。当該規定によれば，契約との不適合性が誤った取扱いから生じた場合を物品の場合と同一視する。ただし，取扱いが必要だった物品であることと，取扱説明書が不十分だったことが条件となる。この規定に相当するのが2004年第２：203条である。

2003年第305条では，第三者の権利または請求権一般が規定されている。これは第三者の権利の対象となっていない物品を引き渡す義務に関する規定で，当該権利には知的財産権が含まれる。この規定に相当するのが2004年第２：204条である。新規定は2004年第２：205条を指示する。この規定は産業財産権またはその他の知的財産権に拠る第三者の権利または請求権を対象としている。

2003年第306条は契約との適合性に関する買主の悪意に関する規定で，契約締結時に契約との不適合と第三者の権利の負担を知っていることは，売主の免責を意味する。この規定に相当するのが2004年第２：206条である。

2003年第307条は契約との不適合と時との関係を扱っている。売主の責任は買主への危険移転時期の契約不適合であって，危険移転時期以後に契約不適合が生じても良い。消費者売買の場合は，物品の引渡後６ヶ月以内の契約不適合は危険移転時期に存在したと推定される。ただし，このことは物品と

契約不適合の性格を考慮して決められる。この規定に相当するのが2004年第２：207条である。

2003年第308条は消費者売買以外の物品の検査を規定している。買主には合理的な短期間内に物品を検査する義務がある。しかし，物品が運送される場合には，目的地に到達した後で検査することになる。買主が運送中の物品を転送または再発送した際に検査の機会がなかった場合や，契約締結時に売主が転送と再発送を知っていた場合には，新しい目的地に着いた後で検査することになる。この規定に相当するのが2004年第２：301条である。

2003年第309条は消費者売買以外の契約との適合性を欠いていた場合の買主の通知義務を定めている。買主は不適合性を発見してから合理的な期間内に通知しない場合には，買主は物品が契約に適合していなかったことを主張することができない。しかし，引渡しから２年以内に当該通知をしない場合には，当該主張をすることができなくなる。この規定に相当するのが2004年第２：302条である。新規定は第三者の権利と請求権の場合の適用除外を定めている。

2003年第310条は消費者売買の場合の消費者の当該通知義務を定めている。通常の場合と異なって，契約との不適合性を発見してから２ヶ月以内に通知しないことが条件となって，修繕，交換，契約の終了の権利を失うこと，引渡しから２年経過後は当該権利を失うことが定められている。この規定は2004年第２：303条に相当する。新規定は契約価格を超えない損害賠償請求権と履行を抑制する権利の場合と第三者の請求権と権利の場合における適用除外を定めている。

2003年第311条は一部の引き渡しに関する通知の規定である。将来の引渡しがあると信ずる場合には，すべての物品が引き渡されていないという通知をする必要がない。この規定に相当するのは2004年第２：304条である。

2003年第312条は売主が第308条，第309条，第310条，第311条における買主の義務等に関する規定を適用することができない場合を規定している。この場合は，契約との不適合性または第三者の権利が売主の知っている事実か

買主に開示しなかった事実に関する場合である。この規定は2004年第２：305条に相当する。

2003年第401条から第407条は買主の救済手段を定めている。第401条は適用領域を定め，第301条から第312条を受けた契約の不適合性を規律する。また，救済費用を負担するのは売主である。この規定に相当するのが2004年第４：101条，第４：201条である。

2003年第402条は買主の修繕と交換に関する権利を定めている。しかし，これが可能な場合は，適法性，可能性，売主に合理的な努力と費用しか負担させないこと，という条件が必要である。第402条第２項以下はヨーロッパ契約法原理との関係である。たとえば，第402条第１項が適用される場合はヨーロッパ契約法原理第９：102条第２項第ｄ号が適用されないこと，売主が契約との不適合性を治癒できる場合について，ヨーロッパ契約法原理第８：106条第３項，８：103条第ｂ号・第ｃ号の適用があること，買主の履行の抑制について，ヨーロッパ契約法原理第９：201条の適用があること，買主の損害賠償請求権について，ヨーロッパ契約法原理第９章第５節の適用があること，を挙げることができる。この規定に相当するのは2004年第４：202条と第４：203条である。新規定では，ヨーロッパ契約法原理は準用されていない。

2003年第403条は修繕と交換との間の選択権が売主にあることを定めるが，その条件は買主にとって不合理な遅延と不便を生じさせないことである。消費者売買の場合は買主に選択権があるが，第401条第１項の条件に従う必要がある。この規定に相当するのは2004年第４：204条である。

2003年第404条によれば，買主は他の救済手段に訴えることができる。たとえば，売主が治癒を断った場合で，買主が第401条第１項による治癒を請求できない場合である。または，第401条第３項に基づいて売主が治癒できず，または治癒しない場合である。さらに，買主が契約解除権を持つ場合で，ヨーロッパ契約法原理第８：103条第ｂ号・第ｃ号の場合である。消費者売買の場合に，買主は契約を解除させることができるが，重大な契約不適合性

の場合である。買主は価格の減額を請求できるが，ヨーロッパ契約法原理第9：401条による場合である。買主の修繕費用と交換費用を含めた損害賠償請求はヨーロッパ契約法原理第9章第5節に拠る。当該規定に相当するのは2004年第4：102条，第4：205条である。

2003年第405条は救済の通知に関する規定で，まず買主が修繕または交換に関する権利と契約を解除する権利を失う場合を定めている。この場合は，修繕または交換の要求あるいは契約の解除の通知を第309条に基づく通知後の合理的な期間内にしなかった場合である。消費者売買の場合は，第310条の通知後に売主は合理的な期間を設定する必要がある。当該合理的な期間内に買主は救済手段の選択ができ，その満了後に買主は救済手段を失うことになる。この規定に相当するのは2004年第2：306条である。新規定は消費者売買の場合に修正を加えている。

2003年第406条は業としない売主の負担する責任の限界を定めている。売主の行動が取引等に関連した目的でない場合には，買主は契約価格を超えた損害賠償を請求できない。このことに売主が依拠できない例外的な場合があって，契約との不適合性または第三者の権利が売主の知っていた事実か売主が開示しなかった事実についての場合である。この規定は2004年第4：206条に相当する。

2003年第407条は一部の引渡と契約に対する部分的な不適合がある場合の契約の解除に関して規定している。引き渡されていない部分や適合していない部分だけに契約解除権が発生する。ただし，当該部分が売主の重大な不履行になる場合には，ヨーロッパ契約法原理第9：301条に基づいて買主は契約全体を解除できるとする。この規定は2004年第4：103条に相当する。

2003年第3節は製品保証に関する規定で，第501条から第508条で構成されている。2003年第501条は製品保証に関する規定である。第1項は法主体を定め，第2項は保証内容を規定している。法主体は製造業者，チェーン会社における比較的後に連携役となった者，売主である。保証内容は物品が製品保証または広告における明細事項に応じていること，物品が交換または修繕

されること，代金が返済されること，その他の救済が提供されること，である。この規定に相当するのが2004年第６：101条である。新規定は保証内容を追加している。たとえば，指定期間のあいだ物品の通常の目的に適合していることである。

2003年第502条は製品保証の拘束性に関する規定である。最初の買主に対しての絶対的な拘束性と物品の所有者に対する相対的な拘束性が規定されている。どちらも承諾は必要ない。前者はヨーロッパ契約法原理第２：107条に基づき，製品保証書等に反対規定があっても拘束力がある。後者は製品保証書に特別規定がないことが条件となる。どちら場合も製品保証書の条件（登録，購入の通知）は効力がない。この規定に相当するのが2004年第６：102条である。

2003年第503条は保証人の義務に関する規定である。製品保証書は，製品保証書によって影響を受けない買主の権利，請求するための保証人の氏名，通知がなされる人の氏名と住所，通知の手続きなどの事項，製品保証の利益を記載する必要がある。また，製品保証書は明瞭な分かり易い言葉，物品が提供された時と同じ言葉で記載される必要があり，文書や継続的に利用・アクセスできるものであることが必要とされている。しかし，これらの条件が満たされなくても製品保証は有効である。買主はこれらの条件にあった製品保証書を保証人に請求できる。この規定は2004年６：103条に相当する。

2003年第504条は製品保証の範囲に関する規定である。製品保証書に特別規定がない場合の範囲は，保証期間が５年間または物品の耐用年数の短い方の期間であること，保証が第302条第１項第ｂ号，第ｃ号，第ｅ号の条件に従っていること，被保証人が交換・修繕・代金返還の選択ができること，製品保証の費用が保証人の負担であること，である。この規定に相当するのが2004年第６：104条である。

2003年第505条は特定の部分の保証に関する規定である。物品の特定部分だけであることを明示する必要があり，明示しない場合には無効となる。この規定に相当するのは2004年第６：105条である。

2003年第506条は製品保証の条件に関する規定である。明示の免責条項があれば，誤使用または適切な説明書に従った物品管理の欠如による物品の損害等に対する保証人の責任を排除または制限できるとする。この規定に相当するのは2004年第６：106条である。

2003年第507条は証明責任に関する規定である。証明責任は保証人にある。証明責任の対象は，物品が保証書または広告における特定事項に応じていること，物品の欠陥等が消費者側の誤使用や管理欠如等であること，である。この規定に相当するのは2004年６：107条である。

2003年第508条は保証期間の延長に関する規定である。保証書保有者が欠陥のため物品を利用できなかった期間だけ製品保証の期間が延長されるとする。この規定は，2004年第６：108条に相当する。

2003年第４節は買主の義務に関する規定で，第601条から第702条までである。2003年第601条は買主の代金支払と物品の受領に関する一般的な義務を定めている。この規定は2004年第３：001条に相当するが，物品を表象する証書または物品に関連する証書の引渡しが追加されている。

2003年第602条は支払いの形式に関する規定である。買主の代金支払い義務の対象は，代金支払いの措置と支払いに必要な形式の遵守である。この規定に相当するのは2004年第３：101条である。

2003年第603条は通貨に関する規定である。通貨の指定がない場合には，支払場所の通貨による。この規定は，2004年第３：102条に相当する。

2003年第604条は正味重量価格についての規定である。物品の重量で価格が決まる場合で，この場合が明瞭でない場合には，正味重量が基準となるとする。この規定に相当するのは，2004年第３：103条である。

2003年第605条は買主の受領義務について規定している。売主の引渡に対する合理的に期待される買主の行為と物品の受領が，買主の義務の中心となる。この規定に相当するのが2004年第３：201条であるが，新規定は物品を表象する証書を受領することを追加している。

2003年第606条は期限前の引渡と過度の量の引渡に関する規定である。期

限前の引渡に対しては，買主は引渡を受ける否かの自由を持っている。過度の量の引渡の場合も，買主は過度の量の引渡を受ける否かの自由を持っている。引き渡された過度の量のすべてまたは一部を受領した場合には，契約上の相場で支払うことになる。この規定は，2004年第３：202条に相当する。

2003年第701条は売主の救済一般についての規定である。買主が債務を履行しない場合には，売主はヨーロッパ契約法原理に規定された権利を持つが，第702条の場合を除く。この規定に相当するのは，2004年第４：301条である。旧規定の2003年第702条を除くとする文言は，新規定には存在しない。

2003年第702条は指定権を定めている。買主が指定しない場合には，買主の既知の条件に基づいて指定することができる。これを買主に知らせ，買主が別の指定をする猶予期間を設ける必要がある。買主がそうしない場合には，売主の指定に拘束力が生じることになる。この規定に相当するのは，2004年第４：302条である。

2003年第５節は危険の移転に関する節である。第801条と第802条から成る。2003年第801条は危険の移転に関する規定で，第３項については二つの提案が出されている。

第１項では，買主への危険移転後の物品の滅失・毀損は買主の負担となるので，買主は代金を支払わなければならい。売主に当該帰責事由がある場合は，買主は代金を支払う必要がない。この規定は，2004年第５：101条に相当する。

第２項において，特別規定がなければ，買主への危険移転時期は，物品または当該書面の受領時である。この規定は，2004年第５：201条に相当する。

第３項では，物品が買主の処分の自由の範囲内にあるが，買主の債務不履行によって買主が履行期に受領しない場合にも，危険移転時期は物品の受領時となっている。第３項の代替案によれば，買主が履行期に物品を受領しない場合の危険移転時期は，物品の処分自由時と物品不受領または協力義務違反による債務不履行時である。第３項については，買主への危険移転時に関する考え方が根本的に異なっている。2004年第５：202条は，代替案でない

第3項に相当する。

第4項では，売買契約上の物品でない場合には，危険が移転しないことが定められている。この規定は2004年第5：102条に相当するが，新規定は物品を確認する手段を明示している。

2003年第802条は物品の運送と運送中に売却された物品に関して定めている。第1項では，売買契約が物品の運送に関連し，特定の場所で売主が物品を引き渡す必要がない場合の買主への危険移転時期は，物品を最初の運送人に引き渡した時期である。しかし，売主が特定の場所で運送人に物品を引き渡す義務を負う場合の危険移転時期は，物品を特定の場所で運送人に引き渡した時期である。物品処分証書の保持と危険移転とは無関係であるとする。この規定は，2004年第5：204条に相当する。

第2項における運送中に売却される物品の買主への危険移転時期は，最初の運送人に物品を引き渡した時期である。契約時に売主が物品の滅失・毀損の事実を認識または不開示の場合は，当該事実は売主の責任である。この規定に相当するのは，2004年第5：205条である。新規定は最初の運送人に物品を引き渡した時期とすることに例外を設けている。

第3項における売主の営業所以外の場所で買主が物品を受領する場合の危険移転時期は，引渡時期と物品が特定の場所で買主の自由処分の範囲内に入ったことを認識した時期である。この規定に相当するのは，2004年第5：203条である。

第4項の消費者売買の場合の危険移転時期は，物品の受領時である。この規定は，2004年第5：103条に相当する。

2003年第6節は物品の保存に関する規定である。第901条は保存一般の規定である。買主に発送された物品が目的地で買主の処分の自由の範囲内にあるが，買主が物品を拒絶した場合，買主は売主のために占有することになる。ただし，代金の支払いがなく，不合理な不便や不合理な費用がかからない場合である。しかし，売主または代理人が目的地にいる場合は，買主は売主のために占有することはない。買主の権利義務にはヨーロッパ契約法原理第

7：110条が適用されることになる。当該規定に相当するのは，2004年第3：301条である。ただし，新規定はヨーロッパ契約法原理第7：110条を指示するだけである。

6 国連国際物品売買条約との比較

国連国際物品売買条約は前文，第1部適用範囲と総則，第1部第1章適用範囲，第1部第2章総則，第2部契約の成立，第3部物品売買，第3部第1章総則，第3部第2章売主の義務，第3部第2章第1節物品の引渡および書類の交付，第3部第2章第2節物品の契約適合性および第三者からの請求，第3部第2章第3節売主による契約違反に対する救済，第3部第3章買主の義務，第3部第3章第1節代金の支払い，第3部第3章第2節引渡の受領，第3部第3章第3節買主による契約違反に対する救済，第3部第4章危険の移転，第3部第5章売主および買主の義務に共通する規定，第3部第5章第1節履行期前の契約違反および分割履行の契約，第3部第5章第2節損害賠償，第3部第5章第3節利息，第3部第5章第4節免責，第3部第5章第5節解除の効果，第3部第5章第6節物品の保存，第4部最終規定から成っている。(8)

6，1 条約と欧州民事法典研究グループの売買法・ヨーロッパ契約法原理との概観的比較

条約と売買法を概観してみると，条約の第1部と売買法の2003年第1節が対応する。この節は売買法の2004年第1章に対応する。条約の第3部第2章と売買法の2003年第2節が対応している。この節は売買法の2004年第2章と第4章に対応する。条約の第3部第3章は売買法の2003年第4節に対応する。この節は売買法の2004年第3章に対応する。条約の第3部第4章は売買法の2003年第5節に対応している。この節は売買法の2004年第5章に対応する。条約の第3部第5章第6節と売買法の2003年第6節が対応している。この節は売買法の2004年第3章第3節に対応する。売買法の2003年第3節に対応するものは条約には存在しない。その節は売買法の2004年第6章に対応する。

条約の第1部第1章において，条約第1条と第5条に対応する売買法・契約法原理の規定は存在しない。しかし，それ以外の規定は，条約第2条と売買法2003年第101条，2004年第1：101条，条約第3条第1項と売買法2003年第101条第1項・第102条，2004年第1：101条・第1：102条，条約第4条と契約法原理第4：101条，条約第6条と売買法2003年第105条，2004年第1：202条のような関係がある。

条約第1部第2章は契約法原理との関連性がある。たとえば，条約第7条と契約法原理第1：106条，条約第8条と契約法原理第1：302条，第2：102条，第5：101条，第5：102条，条約第9条と契約法原理第1：105条，条約第10条と契約法原理第7：101条，条約第11条と契約法原理第2：101条，条約第12条と契約法原理第2：106条，条約第13条と契約法原理第1：301条第6項のような関係である。

条約第2部も契約法原理との関係を持っている。たとえば，条約第14条と契約法原理第2：103条，第2：201条，条約第15条と契約法原理第1：303条，条約第16条と契約法原理第2：202条，条約第17条と契約法原理第2：203条，条約第18条と契約法原理第2：204条，第2：205条，第2：206条，条約第19条と契約法原理第2：208条，条約第20条と契約法原理第1：304条，条約第21条と契約法原理第2：207条，条約第22条と契約法原理第1：303条，条約第23条と契約法原理第2：205条，条約第24条と契約法原理第1：303条のような関係である。

条約第3部第1章は契約法原理との関連性を持っているが，条約第28条は関連規定を持たない。それ以外は，条約第25条と契約法原理第8：103条，条約第26条と契約法原理第9：303条，条約第27条と契約法原理第1：303条，条約第29条と契約法原理第2：106条のような関係である。

条約第3部第2章は売買法と契約法原理の両者に関係を持っている。たとえば，条約第30条と売買法2003年第201条，2004年第2：001条，条約第31条と売買法2003年第202条，2004年第2：102条，条約第31条と売買法2003年第203条，2004年第2：101条，条約第32条と売買法2003年第205条，2004年第

2：104条，条約第33条と売買法2003年第202条，2004年第2：102条，条約第34条と売買法2003年第204条，2004年第2：103条，条約第35条と売買法2003年第201条，第301条，第302条，第306条，2004年第2：001条，第2：201条，第2：202条，第2：206条，条約第36条と売買法2003年第307条，2004年第2：207条，条約第37条と売買法2004年第2：103条，条約第38条と売買法2003年第308条，2004年第2：301条，条約第39条と売買法2003年第309条，2004年第2：302条，条約第40条と売買法2003年第312条，2004年第2：305条，条約第41条と売買法2003年第305条，2004年第2：204条，条約第42条と売買法2003年第305条，第306条，2004年第2：204条，第2：205条，第2：206条，条約第43条および第44条と売買法2003年第309条，2004年第2：302条，条約第45条と売買法2003年第401条，2004年第4：101条，第4：201条，条約第46条と売買法2003年第201条，第206条，第301条，第402条，第405条，2004年第2：001条，第2：201条，第4：101条，第4：202条，第2：306条，条約第47条と売買法2003年第402条，契約法原理第8：106条，条約第48条と売買法2003年第402条，第403条，2004年第4：203条，第4：204条，契約法原理第8：104条，条約第49条と売買法2003年第404条，2004年第4：102条，第4：205条等，条約第50条と売買法2003年第404条，2004年第4：205条，条約第51条と売買法2003年第407条，2004年第4：103条，条約第52条と売買法2003年第606条，2004年第3：202条のような関係である。

条約第3部第3章は売買法・契約法原理の両者に関連性を有している。たとえば，条約第53条と売買法2003年第601条，2004年第3：001条，条約第54条と売買法2003年第602条，2004年第3：101条，条約第55条と契約法原理第6：104条，条約第56条と売買法2003年第604条，2004年第3：103条，条約第57条と契約法原理第7：101条，第7：112条，条約第58条と契約法原理第7：102条，条約第59条と契約法原理第7：102条，条約第60条と売買法2003年第605条，2004年第3：201条，条約第61条と売買法2003年第701条，2004年第4：301条，条約第62条と契約法原理第9：101条，第9：102条，条約

第63条と契約法原理第８：106条，条約第64条と契約法原理第９：301条，第９：303条，条約第65条と売買法2003年第702条，2004年第４：302条のような関係である。

条約第３部第４章は売買法と関連を持っている。ただし，第70条は関連規定を持たない。たとえば，条約第66条と売買法2003年第801条第１項，2004年第５：101条，条約第67条と売買法2003年第802条第１項，2004年第５：204条，条約第68条と売買法2003年第802条第２項，2004年第５：205条，条約第69条と売買法2003年第801条第２項・第３項・第４項，第802条第３項，2004年第５：102条，第５：201条，第５：202条，第５：203条のような関係である。

条約第３部第５章は契約法原理・売買法に関連性を持っている。ただし，条約第82条と第83条には関連規定がない。たとえば，条約第71条と契約法原理第８：105条，第９：201条，条約第72条と契約法原理第８：105条，第９：304条，条約第73条と契約法原理第９：302条，条約第74条と契約法原理第９：501条，第９：502条，第９：503条，条約第75条と契約法原理第９：506条，条約第76条と契約法原理第９：507条，条約第77条と契約法原理第９：505条，条約第78条と契約法原理第９：508条，条約第79条と契約法原理第８：101条，第８：108条，第９：303条，条約第80条と契約法原理第９：504条，条約第81条と契約法原理第７：104条，第９：305条，第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条，条約第84条と契約法原理第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条，条約第85条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条，条約第86条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条，条約第87条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条，条約第88条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条のような関係である。

第４部の最終条項はこの条約に特有のもので，売買法や契約法原理には存在しない。

６，２　条約第１部第１章と欧州民事法典研究グループの売買法・ヨーロッパ契約法原理との個別的比較

条約第1部第1章における条項と売買法および契約法原理の規定を個別的に比較検討する。条約第1章は適用範囲を定めているので，特有の性格を持っている。それ故，売買法および契約法原理との関連で意義のあるものだけを論ずることにする。

6，2，1　条約第2条と売買法2003年第101条，2004年第1：101条

2003年売買法第101条は売買契約の基本構造を定義し，物品の定義をしている。物品とは有体物であって，船舶，航空機，宇宙の物体，動物，液体，気体を含むものである。さらに株式，投資証券，譲渡証券，金銭，電気およびその他のエネルギー，情報およびソフトウエアーを含むデーター，その他の権利（土地の権利を含まない）に関する売買契約に本章は準用されることになっている。この規定に相当するのが2004年第1：101条である。新規定は物品の定義を二つ持つ。物品の対象範囲や準用される物品の対象が変更されている。

しかし，条約第2条は適用除外となる売買を定め，非常に限定的な範囲を示している。すなわち，個人，家族または家庭で使用するために購入された物品の売買（売主が契約前に当該使用目的を知らず，知るべきでもなかった場合を除く），競売，強制執行等の法令に基づく売買，株式・持分・投資証券・譲渡証券・通貨の売買，船舶・艦船・ホーバークラフト・航空機の売買，電力の売買は適用除外となる売買である。

6，2，2　条約第3条第1項と売買法2003年第101条第1項・第102条，2004年第1：101条・第1：102条

2003年売買法第101条第1項は物品売買契約の基本構造を定めている。さらに，2003年売買法第102条は加工または生産された物品の供給契約は売買とすることを定めている。

条約第3条第1項は2003年売買法第102条にほぼ一致する内容を定めている。この規定に相当するのが2004年第1：102条である。新規定には消費者取引の場合が追加されている。

6，2，3　条約第4条と契約法原理第4：101条

条約第4条は，適用対象となる実体法的範囲を規定している。この規定に類似するのが，契約法原理第4：101条である。ただし，条約第4条における慣習の有効性，売買の対象となった物品上の権限に対する契約の効果については，契約法原理第4：101条には明文化されていない。

6，2，4　条約第6条と売買法2003年第105条，2004年第1：202条

2003年売買法第105条は任意規定性を定めている。この規定に相当するのが2004年第1：202条である。これと同じ規定が条約第6条である。

また，条約第6条の関連規定として，契約法原理第1：102条を挙げることができる。

6，3　条約第1部第2章とヨーロッパ契約法原理との個別的比較

条約第2章総則は売買法に類似規定を持たない。しかし，売買法の一般原理に当たるヨーロッパ契約法原理には類似規定が存在するので，この原理との比較は可能である。

6，3，1　条約第7条と契約法原理第1：106条

条約第7条は条約の解釈原則と条約規定の不存在の場合の解決方法を定めている。この規定は解釈と補充を定める契約法原理第1：106条に影響を与えているものと評価できる。また，条約第7条の関連規定として，契約法原理第1：107条を挙げることができる。

しかし，両方のすべての文言が一致しているわけでない。共通点は信義則，適用の統一性，一般原則の適用，国際私法の準則の援用である。相違点は契約関係における確実性と国際的性格である。信義則の関連規定として，契約法原理第1：201条がある。

6，3，2　条約第8条と契約法原理第1：302条，第2：102条，第5：101条，第5：102条

条約第8条は当事者の陳述その他の行為の解釈と相手方の意図および客観的意思の尊重に関する規定である。この規定は契約法原理第1：302条，第2：102条，第5：101条と第5：102条に類似している。

ただし，第8条第1項と第2項は契約法原理第1：302条，第2：102条，

第５：101条に対応し，第８条第３項は契約法原理第５：102条に対応している。

条約第８条第１項・第２項と契約法原理第１：302条，第２：102条，第５：101条との共通点は，条約第８条第１項・第２項で規定されている当事者の言明またはその他の行為の解釈における当事者の意図の斟酌と合理人を基準とした意思解釈である。

明文上の相違点は契約法原理第５：101条第１項に規定されている契約解釈における当事者の共通の意思を明示している点である。

条約第８条第３項と契約法原理第５：102条との共通点は，契約解釈における諸般の事情を規定していることである。契約法原理の方がより具体的に列挙しているが，内容的な差異があるとは考えられない。

契約法原理第５：102条の関連規定として，契約法原理第２：105条を挙げることができる。

６，３，３　条約第９条と契約法原理第１：105条

条約第９条は慣習および慣行の尊重に関する規定である。条約第９条第１項は契約法原理第１：105条第１項と一致している。

条約第９条第２項は契約法原理第１：105条第２項と趣旨は同じであると評価できるが，文言が異なっている。条約第９条第２項は契約法原理第１：105条第２項と比較して，別段の合意がない限り，暗黙裡に当事者が知りまたは知るべきであった慣習，同じ種類の契約をする者に知られて，通常一般に遵守されているもの，という表現に見られるように，当事者の主観的な要素が前面に出ている。

契約法原理第１：105条第２項は条約第９条第２項と比較して，当該慣習の適用が不合理な場合が明示的に除外されている。

６，３，４　条約第10条と契約法原理第７：101条

条約第10条は営業所の定義に関する規定である。この規定は契約法原理第７：101条の履行地に関する規定と類似している。

条約第10条第ａ項，第ｂ項は，契約法原理第７：101条第２項，第３項と

ほぼ一致する。契約締結時以前という条件が契約法原理に明文上書かれていない点だけが異なる。

契約法原理第７：101条第１項は条約第10条には存在しない。履行地の定義と営業所の定義という規定の目的の違いから来るものと判断できる。

６，３，５　条約第11条と契約法原理第２：101条

条約第11条は契約方式自由の原則を規定している。この規定は契約の締結条件を定める契約法原理第２：101条第２項に一致する。

しかし，契約法原理第２：101条第１項は条約第11条には存在しない。第２：101条第１項は契約の締結条件として当事者の意思主義を規定している。すなわち，法的に拘束力がある意図および十分な合意が当該条件となるのである。

６，３，６　条約第12条と契約法原理第２：106条

条約第12条は契約に書面性を要求する旨を留保することを認めている。当事者は任意に本条を排除・変更できない。本条は条約第11条の例外規定となる。条約第12条に類似するのは，契約法原理第２：106条である。

しかし，契約法原理第２：106条第１項は推定規定となっていること，条約第12条は変更および解消だけでなく，申込・承諾その他の意思表示も書面に基づかせることができることに契約法原理第２：106条第１項との相違がある。

また，契約法原理第２：106条第２項は第２：106条第１項を制限する内容となっている。条約第12条は第12条の効果を排除・変更できないのとは対照的である。

６，３，７　条約第13条と契約法原理第１：301条第６項

条約第13条は書面の意味に関する規定である。これに類似するのは，契約法原理第１：301条第６項である。条約第13条は電報とテレックスを含むとしているが，契約法原理第１：301条第６項はそれよりも広い包括的な内容となっている。

６，４　条約第２部とヨーロッパ契約法原理との個別的比較

6，4，1　条約第14条と契約法原理第2：103条，第2：201条

条約第14条は申込の定義を規定している。これに相当する規定が契約法原理第2：103条と第2：201条に存在する。

条約第14条第1項は契約法原理第2：103条と第2：201条第1項と第3項に類似する。契約法原理第2；201条第3項のような表現は，条約第14条第1項には存在しないが，解釈論的に導き出すことができる。

契約法原理第2：201条第2項の内容は，条約第14条第2項に類似する。しかし，条約第14条第2項は申込の誘引を定め，契約法原理第2：201条第2項は申込の誘引を明示せず，申込に言及するだけである。

6，4，2　条約第15条と契約法原理第1：303条

条約第15条は申込の効力発生時期に関する規定である。第15条は第1項で申込の効力発生時期を到達時とし，第2項で申込の撤回が可能な条件を示している。この規定は契約法原理第1：303条第2項と第5項に一致する。

6，4，3　条約第16条と契約法原理第2：202条

条約第16条は申込の取消可能性とその制限に関する規定である。この規定に類似するのは，契約法原理第2：202条である。

条約第16条第1項は契約法原理第2：202条第1項に類似する。しかし，契約法原理には，行為による承諾の場合には契約が第2：205条第2項または第3項に基づいて締結される以前に，という条件が追加されている。

条約第16条第2項は契約法原理第2：202条第3項に類似する。第16条第2項第a号は第2：202条第3項第a号と第b号に一致する。第16条第2項第b号は第2：202条第3項第c号に一致する。

6，4，4　条約第17条と契約法原理第2：203条

条約第17条は拒絶による申込の失効を規定している。これに類似するのが契約法原理第2：203条である。条約第17条の方は「たとえ申込が撤回不能であっても」という文言が入っている。

6，4，5　条約第18条と契約法原理第2：204条，第2：205条，第2：206条

条約第18条は承諾，承諾の効力発生時期，申込の承諾期間を規定している。条約第18条第１項に一致するのは，契約法原理第２：204条である。

条約第18条第２項に類似するのは，契約法原理第２：205条第１項と第２：206条第１項および第２項である。条約第18条第２項に定められている口頭による申込は，当該契約法原理の規定には明文規定として存在しない。

条約第18条第３項は，契約法原理第２：205条第３項と第２：206条第３項に類似している。

契約法原理第２：205条第２項は条約第18条第１項と第２項に類似する。

６，４，６　条約第19条と契約法原理第２：208条

条約第19条は申込の条件付承諾に関する規定である。この規定に類似するのが契約法原理第２：208条である。

条約第19条第１項は契約法原理第２：208条第１項に類似する。同様に条約第19条第２項も契約法原理第２：208条第２項と同じである。しかし，条約第19条第２項には条件が付いていて，この条件は契約法原理第２：208条第３項第ｂ号に含まれている。

条約第19条第３項の定義規定は契約法原理第２：208条には明文規定として存在しない。またその逆に，契約原理第２：208条第３項第ａ号と第ｃ号は条約第19条には明文規定として存在しないものである。

６，４，７　条約第20条と契約法原理第１：304条

条約第20条は申込の承諾期間の計算方法を規定している。この規定に類似するのが，契約法原理第１：304条の時の計算である。

条約第20条第１項は一方で電報・書簡・封筒，他方で電話・テレックス等の瞬時的通信手段に分けて規定する。前者について電報を除いて日付の有無を問い，日付が基準となる。しかし，後者は到達時を基準とする。契約法原理第１：304条第１項では，このような分け方はされておらず，日付があれば，日付から起算する。しかし，日付がなければ，到達時を起算点とする。最も違う点は電報の発信を依頼した時点を条約第20条が規定していることである。

条約第20条第２項は契約法原理第１：304条第２項とほぼ一致する。契約法原理第１：304条第３項は条約第20条に明文規定として存在しない。

６，４，８　条約第21条と契約法原理第２：207条

条約第21条は遅延した承諾に関する規定である。これに相当する規定が契約法原理第２：207条にある。

条約第21条第１項は契約法原理第２：207条第１項に一致する。条約第21条第２項も契約法原理第２：207条第２項に一致する。ただし，条約第21条第１項では「口頭」または「通知」という文言が使用されている場合に，契約法原理では「知らせる」という文言になっている。

６，４，９　条約第22条と契約法原理第１：303条

条約第22条は承諾の撤回に関する規定である。この規定に相当するものは契約法原理第１：303条第５項である。

６，４，10　条約第23条と契約法原理第２：205条

条約第23条は条約第18条との関連で理解できる。この規定によれば，契約成立時期は承諾が申込者に到達した時である。この規定に一致するのが，契約法原理第２：205条第１項である。

その他，契約の成立に関連する規定として，契約法原理第２：101条，第２：107条，第２：211条を挙げることができる。

６，４，11　条約第24条と契約法原理第１：303条

条約第24条は意思表示等の到達の定義を規定している。この規定に類似しているのが，契約法原理第１：303条第３項である。

ただし，条約は「申込，承諾その他の意思表示」という文言を使用しているが，契約法原理は「通知」という表現を利用している。契約法原理第１：303条第６項によれば，両者は同一内容となる。また，条約では「口頭」や「その他の方法で個人的に」という文言を利用しているが，契約法原理では「名宛人」という言葉を使っている。

６，５　条約第３部第１章とヨーロッパ契約法原理との個別的比較

６，５，１　条約第25条と契約法原理第８：103条

条約第25条は重大な契約違反の内容を定めている。この内容にほぼ合致するのが，契約法原理第８：103条第ｂ号である。契約法原理第８：103条に規定されている第ａ号と第ｃ号は条約第25条には明文化されていない。

６，５，２　条約第26条と契約法原理第９：303条

条約第26条は解除の通知に関する規定である。この規定に合致するのは，契約法原理第９：303条第１項である。

６，５，３　条約第27条と契約法原理第１：303条

条約第27条は通信の伝達におけるリスクの処理に関する規定である。この規定と類似の規定は，契約法原理第１：303条第４項である。

しかし，契約法原理第１：303条第４項は，相手方の不履行のために，あるいは，当該不履行が当事者によって合理的に予見されたために，という条件を明示している。

６，５，４　条約第28条

条約第28条は特定履行と法廷地法に関する規定である。この規定に相当するものは，契約法原理に明文規定として存在しない。

６，５，５　条約第29条と契約法原理第２：106条

条約第29条は契約の変更および解消に関する規定である。第29条第１項は合意による契約の変更と解消を規定しているが，第２項は書面による契約の場合の変更と解消の扱いを規定している。

条約第29条第２項に類似するのが，契約法原理第２：106条第１項である。ただし，後者は推定規定となっている。条約29条第２項但書に一致するのが，契約法原理第２：106条第２項である。

６，６　条約第３部第２章と欧州民事法典研究グループの売買法・ヨーロッパ契約法原理との個別的比較

６，６，１　条約第30条と売買法2003年第201条，2004年第２：001条

条約第30条は売主の一般的義務に関する規定である。この規定に類似するのが売買法の2003年第201条である。

条約第30条は物品の引渡，当該書類の交付，所有権の移転を定める。これ

らの他に，売買法の2003年第201条は危険が移転した後の物品から生ずる利益を引き渡すことを定めている。

この規定に相当するのが2004年第２：001条である。新規定では，リスク移転後の物品から生じた利益の引渡に関する規定が削除されている。

条約第30条の関連規定として，契約法原理第１：301条第４項を挙げることができる。

６，６，２　条約第31条と売買法2003年第202条，2004年第２：102条

条約第31条は引渡場所を規定している。これに類似するのが売買法の2003年第202条である。この規定は引渡場所と引渡時期を定めている。売買法の2003年202条は契約法原理第７：101条と第７：102条を指定しているので，具体的にはヨーロッパ契約法原理を参照することになる。第７：101条が履行地を定め，第７：102条が履行時を定めている。

条約第31条第ｂ号は契約法原理第７：101条には明文化されていない。条約第31条第ｃ号は契約法原理第７：101条第１項第ｂ号に相当する。条約第31条第ａ号は契約法原理第７：101条には明文規定として存在しない。

当該規定に相当するのが2004年第２：102条である。新規定では，物品を表象する証書を交付する売主の義務が詳細に定められている。

６，６，３　条約第31条と売買法2003年第203条，2004年第２：101条

引渡場所を規定している条約第31条は売買法の2003年第202条の他に，売買法の2003年第203条と比較する必要がある。この規定は引渡方法を定めている。

条約第31条第ａ号は売買法の2003年第203条第２項に相当する。売買法の2003年第203条第１項と第３項は条約第31条には明文規定として存在しない。

当該規定に相当するのが2004年第２：101条である。新規定では，物品を表象する証書を買主に引き渡すことが明記されている。物品の運送の場合の規律が変更されている。

６，６，４　条約第32条と売買法2003年第205条，2004年第２：104条

条約第32条は売主の運送手配に関する規定である。この規定に相当するの

が売買法の2003年第205条である。新規定は2004年第２：104条である。

条約第32条第１項は売買法の2003年第205条第２項に相当する。条約第32条第２項は売買法の2003年第205条第１項に類似する。売買法の2003年第205条第１項では，適切な条件で運送を手配することが規定されているにすぎないが，条約第32条第２項はより詳しく運送手配の手段を定めている。2004年規定は条約第32条第２項に相当する内容になっている。条約第32条第３項は売買法の2003年第205条第３項に一致する。

６，６，５　条約第33条と売買法2003年第202条，2004年第２：102条

条約第33条は引渡時期に関する規定である。この規定に類似するのが売買法の2003年第202条である。売買法の2003年第202条によれば，契約法原理第７：102条がその基準となる。当該規定に相当するのが2004年第２：102条である。新規定では，物品を表象する証書を交付する売主の義務が詳細に定められている。

条約第33条第ａ号，第ｂ号，第ｃ号の各規定は契約法原理第７：102条第１項，第２項，第３項に相当する。ただし，用語は異なる場合がある。売主は一方当事者，買主は他方当事者，物品の引渡しは履行というような対応関係にある。

６，６，６　条約第34条と売買法2003年第204条，2004年第２：103条

条約第34条は書類の交付に関する規定である。この規定に一致するのが売買法の2003年第204条である。売買法の2003年第204条はヨーロッパ契約法原理第９章第５節を適用することを明示していることが異なるだけである。この規定に相当するのが2004年第２：103条である。新規定では，物品の履行期前の提供が詳しく規定されている。

６，６，７　条約第35条と売買法2003年第201条，第301条，第302条，第306条，2004年第２：001条，第２：201条，第２：202条，第２：206条

条約第35条は物品の契約適合性を定めている。この規定に相当するのが売買法の2003年第201条，第301条，第302条，第306条である。条約では１ヶ条

だけで済まされているものが，売買法では個別的に詳しく４ケ条にわたって規定されている。

ただし，売買法の2003年第201条は一般的に売主の義務を定めているので，具体的には第301条以下が条約第35条との比較対照となる。売買法の2003年第201条に相当するのが2004年第２：001条である。新規定では，リスク移転後の物品から生じた利益の引渡に関する規定が削除されている。

条約第35条第１項は売買法の2003年第301条第ａ号と第ｂ号に一致する。しかし，売買法の2003年第301条第ｃ号は条約第35条に明文規定としてあげられていない。当該規定に相当するのが2004年第２：201条である。

条約第35条第２項第ａ号は売買法の2003年第302条第１項第ｄ号に一致する。条約第35条第２項第ｂ号は売買法の2003年第302条第１項第ａ号に相当する。ただし，条約には，売主に知られていた場合の条件として「明示または黙示」という文言が入っている。条約第35条第２項第ｃ号は売買法の2003年第302条第１項第ｂ号に一致する。条約第35条第２項第ｄ号は売買法の2003年第302条第１項第ｅ号に一致する。当該規定に相当するのが2004年第２：202条である。

しかし，売買法の2003年第302条第１項第ｃ号と第ｆ号，売買法の2003年第302条第２項は条約第35条に明文規定として取り上げられていない。売買法の2003年第302条第１項第ｃ号は2004年規定では第ｄ号に変更されている。

条約第35条第３項は売買法の2003年第306条に類似する。この規定は第304条と第305条も受けているので，この点が条約第35条と違うところである。当該規定に相当するのが2004年第２：206条である。

条約第35条の関連規定として，契約法原理第６：108条も挙げることができる。

６，６，８　条約第36条と売買法2003年第307条，2004年第２：207条

条約第36条は契約との適合性の要求と危険負担に関する規定である。この規定に類似するのが売買法の2003年第307条である。この規定に相当するのが2004年第２：207条である。

条約第36条第1項は売買法の2003年第307条第1項と一致する。しかし，条約第36条第2項は売買法の2003年第307条に明文化されていない。売買法の2003年第307条第2項は消費者売買の場合で，条約第36条には存在しない。

6，6，9　条約第37条と売買法2004年第2：103条

条約第37条は期日前の引渡と契約不適合の治癒に関する規定である。この規定に類似する規定が売買法の2004年第2：103条である。

条約第37条の関連規定として，契約法原理第8：104条を挙げることができる。

6，6，10　条約第38条と売買法2003年第308条，2004年第2：301条

条約第38条は買主の物品検査義務に関する規定である。この規定に相当する規定が売買法の2003年第308条である。新規定は2004年第2：301条である。

条約第38条第1項は売買法の2003年第308条第1項と一致する。条約第38条第2項は売買法の2003年第308条第2項と一致する。条約第38条第3項は売買法の2003年第308条第3項と一致する。

売買法の2003年第308条第4項は条約第38条には存在しない。

6，6，11　条約第39条と売買法2003年第309条，2004年第2：302条

条約第39条は契約不適合の通知に関する規定である。この規定に類似するのが売買法の2003年第309条である。この規定に相当するのが2004年第2：302条である。新規定は第三者の権利と請求権の場合の適用除外を定めている。

条約第39条第1項は売買法の2003年第309条第1項と一致する。条約第39条第2項は売買法の2003年第309条第2項と類似する。ただし，条約第39条第2項の約定の保証期間に関する事項は売買法に明文化されていない。2004年規定は，条約第39条第2項に相当する内容となっている。

売買法の2003年第309条第3項の規定は条約第39条に明文規定として存在しない。

6，6，12　条約第40条と売買法2003年第312条，2004年第2：305条

条約第40条は売主が契約の不適合を知っていた場合の措置を規定している。

この規定に相当する規定が売買法の2003年第312条である。この規定は2004年第２：305条に相当する。

条約第40条は条約第38条と条約第39条を受けているが，売買法の2003年第312条は売買法の2003年第308条，第309条，第310条，第311条を受けている。したがって，その点で両者の間に違いがある。

また，売買法の2003年第312条では，第三者の権利も当該措置の対象となっている。2004年規定は，その文言を削除している。

６，６，13　条約第41条と売買法2003年第305条，2004年第２：204条

条約第41条は追奪担保に関する規定である。この規定に類似するのが売買法の2003年第305条である。しかし，条約第41条における買主が同意した場合は売買法の2003年第305条に明文化されていない。また，売買法の2003年第305条は第三者の権利が知的財産権である場合についても言及しているが，条約第41条は知的財産権について詳しく規定している条約第42条を指示している。

当該規定に相当するのが2004年第２：204条である。新規定は2004年第２：205条を指示する。この規定は産業財産権またはその他の知的財産権に拠る第三者の権利または請求権を対象としている。

６，６，14　条約第42条と売買法2003年第305条，第306条，2004年第２：204条，第２：205条，第２：206条

条約第42条は第三者の知的財産権に関する追奪担保について規定している。この規定の趣旨は売買法の2003年第305条に含まれている。この規定に相当するのが2004年第２：204条である。新規定は2004年第２：205条を指示する。この規定は産業財産権またはその他の知的財産権に拠る第三者の権利または請求権を対象としている。条約第42条第１項は，2004年第２：205条第１項に類似する。

条約第42条第２項第ａ号は売買法の2003年第306条に一致する。この規定に相当するのが2004年第２：206条である。

条約第42条第２項第ｂ号は売買法の2003年第305条に明文規定として存在

しないが，2004年第２：205条第２項に規定されている。

６，６，15　条約第43条，第44条と売買法2003年第309条，2004年第２：302条

条約第43条は追奪担保に関する通知義務の規定である。この規定の趣旨は売買法の2003年第309条第１項に含まれている。この規定は，2004年第２：302条第１項と第３項に相当する。

条約第44条は通知懈怠の例外措置に関する規定である。これに相当する規定は，売買法およびヨーロッパ契約法原理に明文化されていない。

６，６，16　条約第45条と売買法2003年第401条，2004年第４：101条，第４：201条

条約第45条は救済方法一般について規定している。この規定は条約第45条以外の規定を指示して，具体的な救済方法の導入的な性格を持っている。この意味で類似しているのが，売買法の2003年第401条である。この規定に相当するのが2004年第４：101条と第４：201条である。

条約第45条の関連規定として，契約法原理第８：101条がある。条約第45条第２項の関連規定として，契約法原理第９：103条を挙げることができる。

６，６，17　条約第46条と売買法2003年第201条，第206条，第301条，第402条，第405条，2004年第２：001条，第２：201条，第４：101条，第４：202条，第２：306条

条約第46条は特定履行，代替品の引渡，修繕に関する規定である。これに類似する規定は売買法の2003年第402条と第405条である。

条約第46条第１項は特定履行に関する規定である。この規定は売買法の2003年第201条，第206条第１項，第301条，第402条第１項に相当する。

条約第46条第２項は代替品の引渡に関する規定である。この規定に相当するのが売買法の2003年第402条第１項である。売買法の2003年第402条第１項は買主に代替品の引渡の権利を認めながら，治癒の条件を設けている。

条約第46条第３項は修繕に関する規定である。この規定に相当するのは売買法の2003年第402条第１項である。売買法の2003年第402条第１項は買主に

修繕の権利を認めながら，治癒の条件を設けている。

当該規定に相当するのは2004年第２：001条，第２：201条，第４：101条第１項，第４：202条第１項である。

代替品の引渡と修繕に関しては，売買法の2003年第405条によって契約不適合の通知の後の合理的な期間内に買主が代替品の引渡または修繕の要求をする必要がある。このことは条約第46条第２項，第３項に含まれている。

当該規定に相当するのは2004年第２：306条である。新規定は消費者売買の場合に修正を加えている。

条約第46条の関連規定として，契約法原理第９：102条を挙げることができる。

６，６，18　条約第47条と売買法2003年第402条，ヨーロッパ契約法原理第８：106条

条約第47条は履行のための追加期間の付与に関する規定である。これに関連する規定が売買法の2003年第402条第３項第ａ号に存在する。この規定によれば，買主が通知によって定めた合理的な長さの追加期間の終了前に，売主は契約不適合の治癒をすることができる。さらに，売買法の2003年第402条第３項第ａ号は契約法原理第８：106条第３項を指示している。この規定は重大でない履行遅滞の場合を定めている。

条約第47条の内容からみれば，当該規定は契約法原理第８：106条第１項，第２項に類似している。条約第47条第２項と契約法原理第８：106条第２項の表現は異なるが，その趣旨は同じである。

６，６，19　条約第48条と売買法2003年第402条，第403条，2004年第４：203条，第４：204条，ヨーロッパ契約法原理第８：104条

条約第48条は売主による不履行の治癒に関する規定である。条約第48条第１項は二つの条件を満たせば売主が不履行を治癒することができることを定めている。このことは売買法の2003年第402条第３項第ｂ号，第402条第５項，第403条第１項に近い内容である。また，同様に，契約法原理第８：104条にも近い。

当該規定は2004年第４：204条第１項に相当する。

条約第48条第２項，第３項，第４項は，2004年売買法第４：203条第１項第ａ号と趣旨を同じくする。ただし，厳密に言えば，売主が知らせた後のことは，2004年売買法第４：203条第１項第ａ号に条約第48条第２項，第３項，第４項のような明文規定がない。

６，６，20　条約第49条と売買法2003年第404条，2004年第４：102条，第４：205条等

条約第49条は買主による契約解除権の発生・消滅要件を定めている。条約第49条第１項第ａ号は売買法の2003年第404条第２項に類似している。ただし，売買法の2003年第404条第２項は契約法原理第８：103条第ｂ号または第ｃ号を指示している。当該規定に相当するのは2004年第４：205条第２項，第４：102条である。

条約第49条第１項第ｂ号は条約第47条との関連で捉える必要があり，契約法原理第８：106条第２項との関連を考慮することになる。それ故，契約法原理第９：301条以下の適用の可能性がある。内容的に条約第49条第１項第ｂ号は契約法原理第８：106条第２項と一致する。

条約第49条第２項第ａ号は契約法原理第９：303条第３項第ａ号に類似する。条約第49条第２項第ｂ号(i)は契約法原理第９：303条第２項に類似している。条約第49条第２項第ｂ号(ii)は契約法原理第８：106条第２項に関連するが，条約第49条第２項第ｂ号(ii)，(iii)における解除権喪失規定は売買法およびヨーロッパ契約法原理に明文化されていない。

６，６，21　条約第50条と売買法2003年第404条，2004年第４：205条

条約第50条は代金減額に関する規定である。この規定に類似するのが売買法の2003年第404条第４項である。売買法の2003年第404条第４項は契約法原理第９：401条に基づいて価格を減額できることを規定している。当該規定に相当するのは2004年第４：205条第４項である。

契約法原理第９：401条第１項は条約第50条の前半部分に類似している。しかし，条約第37条と第48条を引き合いに出している部分は，契約法原理第

9：401条に明文化されていない。契約法原理第9：401条第2項と第3項は条約第50条に明文化されていない。

6，6，22　条約第51条と売買法2003年第407条，2004年第4：103条

条約第51条は一部不履行に関して規定している。これに類似している規定が売買法の2003年第407条である。

売買法の2003年第407条第1項は契約の解除権だけが対象となっているが，条約第51条第1項は第46条から第50条の場合を対象としている。この中に契約の解除権が含まれている。

条約第51条第2項は売買法の2003年第407条第2項と一致する。売買法の2003年第407条第2項は契約法原理第9：301条を指示している。

当該規定は2004年第4：103条に相当する。

6，6，23　条約第52条と売買法2003年第606条，2004年第3：202条

条約第52条は期日前の履行と数量超過の引渡しに関する規定である。これに相当するのが売買法の2003年第606条である。この規定は，2004年第3：202条に相当する。期限前の履行に関するルールについては，契約法原理第7：103条第1項にも同趣旨の規定がある。

条約第52条第1項は売買法の2003年第606条第1項に，条約第52条第2項は売買法の2003年第606条第2項にそれぞれ一致する。

6，7　条約第3部第3章と欧州民事法典研究グループの売買法・ヨーロッパ契約法原理との個別的比較

6，7，1　条約第53条と売買法2003年第601条，2004年第3：001条

条約第53条は買主の一般的義務に関する規定である。これに類似するのが売買法の2003年第601条である。条約第53条における「条約」という言葉を除いて，条約第53条と売買法の2003年第601条は一致する。

この規定は2004年第3：001条に相当するが，物品を表象する証書または物品に関連する証書の引渡しが追加されている。

条約第53条の関連規定として，契約法原理第1：301条を挙げることができる。

6，7，2　条約第54条と売買法2003年第602条，2004年第３：101条

条約第54条は代金支払義務の内容に関する規定である。これに相当するのが売買法の2003年第602条である。

条約第54条は，売買法の2003年第602条と一致する。この規定に相当するのは2004年第３：101条である。

6，7，3　条約第55条とヨーロッパ契約法原理第６：104条

条約第55条は代金が決まっていない場合を定めている。これに類似するのが契約法原理第６：104条である。

契約法原理第６：104条と対比して，条約第14条を受けている条約第55条には，明示または黙示，別段の事情がない限り契約締結時に当該取引と対比し得る状況の下で売却された同種の物品につき一般的に要求されていた代金，という二つの異なる文言がある。

明示または黙示という言葉が入っているのか否かは，実質上の相違をもたらすものではない。しかし，契約法原理第６：104条は合理的な価格とし，条約第55条は一般的に要求されていた代金としている。

代金の決定の関連規定として，契約法原理第６：105条，第６：106条，第６：107条を挙げることができる。

6，7，4　条約第56条と売買法2003年第604条，2004年第３：103条

条約第56条は重量に従った代金の決定に関する規定である。これに相当するのが売買法の2003年第604条である。両者の規定は一致している。この規定に相当するのは，2004年第３：103条である。

6，7，5　条約第57条とヨーロッパ契約法原理第７：101条，第７：112条

条約第57条は代金の支払場所に関する規定である。これに類似するのが契約法原理第７：101条である。

条約第57条第１項第ａ号は，契約法原理第７：101条第１項第ａ号に一致する。条約第57条のそれ以外の規定は第７：101条と異なっている。

しかし，条約第57条第２項は，契約法原理第７：112条に関連する。

6，7，6　条約第58条とヨーロッパ契約法原理第７：102条

条約第58条は代金の支払時期に関する規定である。この規定に相当する履行時に関する契約法原理第７：102条は内容的に条約第58条と異なる。

条約第58条の関連規定として，契約法原理第７：104条と第９：201条を挙げることができる。

６，７，７　条約第59条とヨーロッパ契約法原理第７：102条

条約第59条は履行期到来と売主からの催告の要否について規定している。買主の代金支払時期を定めている個所は，契約法原理第７：102条第ａ号と一致している。しかし，売主からの催告を不要としている個所は，第７：102条に明文化されていない。

６，７，８　条約第60条と売買法2003年第605条，2004年第３：201条

条約第60条は引渡受領義務に関する規定である。これに相当するのが売買法の2003年第605条である。条約第60条と売買法の2003年第605条は一致する。

この規定に相当するのが2004年第３：201条であるが，新規定は物品を表象する証書を受領することを追加している。

条約第60条に関連する規定として，契約法原理第１：202条を挙げることができる。

６，７，９　条約第61条と売買法2003年第701条，2004年第４：301条

条約第61条は売主の救済手段一般を規定している。この規定に相当するのは売買法の2003年第701条である。

条約第61条は第62条から第65条までと，第74条から第77条までを指示している。他方で，売買法の2003年第701条は第702条を除いてヨーロッパ契約法原理の諸規定を指示している。

この規定に相当するのは，2004年第４：301条である。旧規定の2003年第702条を除くとする文言は，新規定には存在しない。

条約第61条の関連規定として，契約法原理第８：101条を挙げることができる。また，条約第61条第２項の関連規定として，契約法原理第９：103条も挙げることができる。

６，７，10　条約第62条とヨーロッパ契約法原理第９：101条，第９：102条

条約第62条は売主の特定履行の請求を規定している。この規定に相当するのが契約法原理第９：101条と第９：102条である。

条約第62条の代金支払と引渡の受領の部分は，契約法原理第９：101条に類似する。条約第62条における買主のその他の義務の履行の部分は，契約法原理第９：102条に類似する。

６，７，11　条約第63条とヨーロッパ契約法原理第８：106条

条約第63条は売主が履行のための追加期間を付与する場合を定めている。これに相当するのが契約法原理第８：106条である。

条約第63条第１項は契約法原理第８：106条第１項に類似する。契約法原理第８：106条第２項は条約第63条第２項の内容を含んでいる。

６，７，12　条約第64条とヨーロッパ契約法原理第９：301条，第９：303条

条約第64条は売主による契約の解除に関する規定である。これに相当するのが契約法原理第９：301条と第９：303条である。

条約第64条第１項第ａ号は契約法原理第９：301条第１項に一致する。条約第64条第１項第ｂ号は契約法原理第８：106条第２項に類似する。

条約第64条第２項第ａ号は契約法原理第９：303条に類似する規定がない。条約第64条第２項第ｂ号(i)は契約法原理第９：303条第２項に含まれる。条約第64条第２項第ｂ号(ii)は契約法原理第８：106条第２項に関連するが，条約第64条第２項第ｂ号(iii)における解除権喪失規定は契約法原理第９：301条と第９：303条に明文化されていない。

６，７，13　条約第65条と売買法2003年第702条，2004年第４：302条

条約第65条は売主による目的物の指定に関する規定である。これに相当する規定が売買法の2003年第702条である。両者は内容的に一致する。この規定に相当するのは，2004年第４：302条である。

６，８　条約第３部第４章と欧州民事法典研究グループの売買法との個別的比較

６，８，１　条約第66条と売買法2003年第801条第１項，2004年第５：101条

条約第66条は危険移転後の物品の滅失・毀損と代金支払義務に関する規定

である。これに相当する規定が売買法の2003年第801条第１項である。両者は内容的に一致する。この規定は，2004年第５：101条に相当する。

６，８，２　条約第67条と売買法2003年第802条第１項，2004年第５：204条

条約第67条は運送を予定する場合の危険移転時期を定めている。この規定に相当する規定は売買法の2003年第802条である。

条約第67条第１項は売買法の2003年第802条第１項に一致する。しかし，条約第67条第２項は売買法に明文化されていない。

当該規定は，2004年第５：204条に相当する。

６，８，３　条約第68条と売買法2003年第802条第２項，2004年第５：205条

条約第68条は運送途上にある物品の売買と危険移転時期に関する規定である。この規定に相当するのは，売買法の2003年第802条である。特に売買法の2003年第802条第２項に類似している。

しかし，条約第68条の前半部分にある契約締結時に買主に危険が移転するという文言は，売買法の2003年第802条第２項には明文化されていない。

当該規定に相当するのは，2004年第５：205条である。新規定は契約締結時に買主に危険が移転することを明文化している。

６，８，４　条約第69条と売買法2003年第801条第２項・第３項・第４項，第802条第３項，2004年第５：102条，第５：201条，第５：202条，第５：203条

条約第69条はその他の場合の危険移転時期を定めている。この規定に相当する規定は，売買法の2003年第801条と第802条である。

条約第69条第１項は売買法の2003年第801条第２項と類似する。ただし，売買法第801条第２項は物品の受領時の他に，物品を表象する書類の受領時を追加している。この規定は，2004年第５：201条に相当する。

また，条約第69条第１項は売買法の2003年第801条第３項に類似している。ただし，危険移転時期について売買法の2003年第801条第３項は物品を受領すべき時としているが，条約第69条第１項は買主が物品を処分でき，受領しないことによって契約違反をした時としている。しかし，売買法の2003年第

801条第３項の代替案では，物品を受領しないことによって，または，協力義務を遵守しないことによって，買主が物品を処分でき，不履行をした時としている。2004年第５：202条は，代替案でない第３項に相当する。

条約第69条第２項は売買法の2003年第802条第３項に内容的に一致する。この規定に相当するのは，2004年第５：203条である。

条約第69条第３項は売買法の2003年第801条第４項に類似する。この規定は2004年第５：102条に相当するが，新規定は物品を確認する手段を明示している。

６，８，５　条約第70条

条約第70条は売主による重大な契約違反と危険負担との関係を定めている。これに類似する規定は売買法に明文化されていない。

６，９　条約第３部第５章とヨーロッパ契約法原理・欧州民事法典研究グループの売買法との個別的比較

６，９，１　条約第71条とヨーロッパ契約法原理第８：105条，第９：201条

条約第71条は履行の抑制に関する規定である。これに類似するのが契約法原理第９：201条と第８：105条である。

条約第71条第１項は契約法原理第９：201条第２項に類似している。ただし，条約第71条第１項は第ａ号と第ｂ号で具体的事由を例示している。条約第71条第２項は契約法原理に類似規定が明文化されていない。

条約第71条第３項は契約法原理第８：105条第１項の趣旨と同じである。

６，９，２　条約第72条とヨーロッパ契約法原理第８：105条，第９：304条

条約第72条は履行期前の契約の解除に関する規定である。これに類似するのは契約法原理第９：304条である。

条約第72条第１項は契約法原理第９：304条に一致する。条約第72条第２項・第３項の趣旨は，契約法原理第８：105条第１項に含まれる。

６，９，３　条約第73条とヨーロッパ契約法原理第９：302条

条約第73条は分割履行契約の違反に関する規定である。この規定に相当するのが契約法原理第９：302条である。

条約第73条第1項と第2項は契約法原理第9：302条に内容的に一致する。しかし，条約第73条第3項は契約法原理には明文化されていない。

6，9，4　条約第74条とヨーロッパ契約法原理第9：501条，第9：502条，第9：503条

条約第74条は損害賠償の範囲についての一般原則を定めている。この規定に相当するのは契約法原理第9：501条，第9：502条，第9：503条である。これらの条項のそれぞれの内容が条約第74条に集約されている。

6，9，5　条約第75条とヨーロッパ契約法原理第9：506条

条約第75条は契約解除後の代替取引に関する規定である。この規定に内容的に一致するのは，契約法原理第9：506条である。

6，9，6　条約第76条とヨーロッパ契約法原理第9：507条

条約第76条は契約解除後に代替取引がなかった場合に関する規定である。この規定に相当するのは契約法原理第9：507条である。

条約第76条第1項の第一文は契約法原理第9：507条に一致する。しかし，条約第76条第1項第二文と第2項は契約法原理には明文化されていない。

6，9，7　条約第77条とヨーロッパ契約法原理第9：505条

条約第77条は損害軽減義務に関する規定である。これに類似するのは契約法原理第9：505条第1項である。両者の表現の相違は存在するが，内容的に同じである。

6，9，8　条約第78条とヨーロッパ契約法原理第9：508条

条約第78条は利息の支払いに関する規定である。この規定に類似する規定は契約法原理第9：508条である。ただし，契約法原理第9：508条が利率等を明示している点が条約第78条と異なる。

6，9，9　条約第79条とヨーロッパ契約法原理第8：101条，第8：108条，第9：303条

条約第79条は自己の支配を超えた障害発生による不履行に関する規定である。この規定は不可抗力規定であって，これに類似する規定は契約法原理第8：101条，第8：108条，第9：303条に存在する。

条約第79条の関連規定として，契約法原理第６：111条も挙げることができる。

６，９，10　条約第80条とヨーロッパ契約法原理第９：504条

条約第80条は自己の作為または不作為による相手方の不履行を規定している。この規定に相当するのは契約法原理第９：504条である。両者の表現は異なるが，内容的に一致している。

条約第80条の関連規定として，契約法原理第８：101条第３項を挙げることができる。

６，９，11　条約第81条とヨーロッパ契約法原理第７：104条，第９：305条，第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条

条約第81条は契約の解除の効果に関する原則規定である。これに類似するのが契約法原理第９：305条，第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条である。

契約法原理第９：305条は第９：306条から第９：308条を指示している。この点が条文構成上条約第81条第１項と異なるが，内容的には同じである。

条約第81条第２項は契約法原理第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条に関連するが，条約第81条第２項の同時履行の抗弁権に関する規定は契約法原理第７：104条に相当する。

６，９，12　条約第82条，第83条

条約第82は原状回復不能のため解除や代替品引渡要求が許されない場合を規定している。また，条約第83条は解除や代替品引渡要求が許されない場合とその他の救済方法を定めている。これらの規定に類似する規定はヨーロッパ契約法原理には明文化されていない。

６，９，13　条約第84条とヨーロッパ契約法原理第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条

条約第84条は利息の支払や取得利益の返還に関する規定である。これに関連する規定は契約法原理第９：306条，第９：307条，第９：308条，第９：309条である。

6，9，14　条約第85条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条

条約第85条は受領遅滞と売主の物品保存義務に関する規定である。これに類似する規定は売買法の2003年第901条である。売買法の2003年第901条第３項によれば，契約法原理第７：110条を指示している。

条約第85条は契約法原理第７：110条第１項に類似するが，条約第85条における代金の支払と物品の引渡が同時に履行されるべきときで買主が代金の支払を怠った場合と，買主から合理的費用の償還を受けるまで物品を留置できることは明文化されていない。

当該規定に相当するのは，2004年第３：301条である。ただし，新規定は同様に，契約法原理第７：110条を指示するだけである。

6，9，15　条約第86条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条

条約第86条は買主が物品の拒絶後にその保存措置をとることに関する規定である。この規定に相当する規定は売買法の2003年第901条である。

条約第86条第１項は売買法の2003年第901条に類似規定が明文化されていない。しかし，条約第86条第２項は売買法の2003年第901条第１項と第２項に内容的に一致する。

この規定に相当するのは，2004年第３：301条である。ただし，新規定は契約法原理第７：110条を指示するだけである。

6，9，16　条約第87条と売買法2003年第901条，2004年第３：301条

条約第87条は保存措置としての倉庫への寄託に関する規定である。この規定に相当するのは売買法の2003年第901条第３項である。この規定は契約法原理第７：110条を指示している。

当該規定に相当するのは，2004年第３：301条である。ただし，新規定は同様に，契約法原理第７：110条を指示するだけである。

条約第87条は契約法原理第７：110条第２項第ａ号に相当する。しかし，条約第87条には相手方の費用で寄託できることが明示されているが，契約法原理第７：110条第２項第ａ号には明文化されていない。他方で，この規定には通知をすることが定められているが，条約第87条には明文化されていな

い。

6，9，17　条約第88条と売買法2003年第901条，2004年第3：301条

条約第88条は保存物品の売却に関する規定である。これに類似するのが売買法の2003年第901条である。この規定によれば，契約法原理第7：110条が適用されることになる。当該規定に相当するのは，2004年第3：301条である。ただし，新規定は同様に，契約法原理第7：110条を指示するだけである。

条約第88条第1項は契約法原理第7：110条第2項第b号に関連する。条約第88条第2項は契約法原理第7：110条3項に類似している。条約第88条第3項は契約法原理第7：110条第4項と内容的に一致する。

6，10　条約第4部

条約第4部は売買法およびヨーロッパ契約法原理に相当する規定は存在しない。

7　「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書との関係

7，1　1989年，1994年，2001年の欧州議会における民・商事法の接近化に関する決議

法の調和化に関連のある重要な出来事は，欧州議会の決議である。1989年に最初の決議がなされた。[9] これは，ヨーロッパ共同体構成国の私法の同一化に関するものである。1994年には，1989年の決議を受ける形で，同様の決議がなされた。[10] これは，ヨーロッパ共同体構成国における私法の特定領域の同一化を対象としている。この決議において，ローマの私法統一国際協会，国際連合の国際商取引法委員会，欧州評議会における私法の同一化の作業を促進する意図が表明された。また，ランドー委員会と言われているヨーロッパ契約法委員会を契約法の同一化のために援助することが目的に適合するとみなされた。1989年と1994年の決議を受けて，2001年には，構成国の民事法および商事法の接近化に関する欧州議会の決議が採択された。[11] この決議において，大陸法とコモン・ローを十分に斟酌するために，あらゆる法律関係

の団体と利害関係者の意見を反映させるべきであるとされた。特に，欧州契約法委員会（Holte），欧州民事法典研究グループ（Osnabrueck），欧州民間法律家アカデミー（Pavia），欧州大学研究所（Florence），欧州法律アカデミー（Trier），構成国における法律家と改革団体の国民的専門組織である。

欧州法律アカデミー（Trier）における教育プログラムはヨーロッパ私法，ヨーロッパビジネス法，ヨーロッパ公法の領域に分かれている。2002年８月—12月のプログラムにおけるヨーロッパ私法の講義は，交通事故法やヨーロッパ不法行為法草案に関連するものであった。(12) 2003年１月—７月のプログラムにおけるヨーロッパ私法の講義は，ヨーロッパ契約法に関するものであった。(13) 2004年７月—12月のプログラムにおけるヨーロッパ私法の講義は，民事事件における司法協力，国際私法，家族法，消費者保護，社会・労働法に関するものである。(14)

７，２　「消費者政策の戦略のための理念」文書

消費者政策の戦略の中期目標の一つとして，「欧州連合における高い調和的なレベルの消費者保護」がある。この中で，消費者契約を規律する私法の一般的枠組みが提示されている。(15)

７，３　「消費者政策戦略2002—2006」文書

新しい消費者政策戦略の中期目標として，「欧州連合における高い共通のレベルの消費者保護」がある。この中の「消費者契約を規律する法」において，欧州委員会のヨーロッパ契約法に関する文書を受けながら，消費者契約の重要性を指摘している。

必要であるならば，2002年末にグリーンペーパーまたはホワイトペーパーの形で，域内市場の潜在的な問題と構成国契約法の相違から生ずる共同体法の統一的な適用に関する協議プロセスの結果と委員会の所見と勧告を出すことを理事会が促したことと，欧州議会は委員会に行動計画を策定することを求めたことが報告されている。

規制的措置のほかに，ヨーロッパ契約法に関する文書のフォローアップにおいて，研究・調査活動の統合・調整が提案されている。研究・調査活動に

よって共通の原理と術語を定める一般的枠組みが解明されることと，ヨーロッパ契約法に関する文書のフォローアップが一般的枠組みを考慮して，現行法と将来の法の首尾一貫性を確保するための措置を明らかにすることを示している。

この文脈で，現存する不一致の除去，ギャップの充塡，簡素化のために現行消費者契約法を検討することが計画されている。1985年の営業所以外で締結された契約に関する消費者保護指令，1994年の不動産のタイムシェアリングに関する利用権の取得についての契約側面における取得者の保護に関する指令，1997年の遠隔販売における契約締結の場合の消費者保護に関する指令，におけるクーリング・オフの期間の調和も現行消費者契約法の検討の中に入っている。(16)

7，4　「ヨーロッパ契約法」文書

当該文書の目的と対象は，域内市場政策の枠組みにおいて開始される特別な行動に対する提案を行うための情報収集であって，雇用と家族法を除いた契約法の領域で，構成国の国内法の相違から生ずる問題と共同体における契約法の将来の選択を議論することである。

当該文書が出された理由は，1980年の契約上の債権関係に適用される法に関するローマ条約と国際物品売買契約に関する国連条約の欠点，契約上の重要なルールが共同体指令で別々に規定されていること，構成国契約法における強行法規と約款の相違はクロス・ボーダー取引に消極的な影響を与え，契約の締結を困難にすること，ルールの相違は高い取引費用を生じさせること，構成国において共同体法の適用に矛盾を生じさせ，共同体法に抽象的な言葉を使うことは共同体法と構成国の措置を非統一的な方法で適用することになること，である。

これらの問題点を解決するために，ケース・バイ・ケースの方法が十分に問題を解決しない場合における契約法領域の将来のイニシアティブが出された。これは，無行動，構成国法をいっそう収斂させるために共通の契約法原理を発展させること，現行法の質を改善すること，EC レベルで新しい包括

的な立法を行うこと，である。(17)

解決方法は，1，現行法の質を改善すること，2，構成国法をいっそう収斂させるために共通の契約法原理を発展させること，3，EC レベルで新しい包括的な立法を行うこと，という順番で行うことが望ましいことを欧州委員会に私見を提出した。

7，5　「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書

非規制措置と規制措置の併存を目指す。分野ごとのアプローチを維持する。その場合にも，制度間の統一性を確保する必要がある。そのために，共通の法的枠組みが不可欠である。その他に，EC 法の統一性の増大，EU 全体の一般契約条項の促進，選択的手段として分野ごとでない一般的な解決方法の検討に関する措置を行う。共通の法的枠組みは選択的手段としての分野ごとでない一般的な解決方法を考案する際に役立つ。(18)

当該文書を受けて，2003年6月にワークショップが開催された。(19) ここでは，契約法領域の共同体法の統一性を増大させることと，選択的な制度のような分野に特殊でない措置を検討することが話し合われた。これらの論点の中心に位置するのは，共通の枠組みをどのように作成するのかであった。

まず共通の枠組みの作成関与者の範囲が問われ，共同体機関と利害関係者が参加することが確認された。参加方法は効率的で体系的な方法が良いということで合意はできたが，具体的に定まらなかった。しかし，臨時協議会で利害関係者が参加することは否定され，ウエッブサイトの利用や定期協議が提案された。

共通の枠組みを作成する場合の材料は，現行の調査，国際物品売買条約のような国際条約，共同体法，構成国法である。英米法原理も尊重される。

共通の枠組みの構造は，一般原理を持つ。たとえば，共通の定義，共通のルールである。一般契約法と特別契約法という概念も承認された。

一般契約法に入るのは，契約の締結，意思表明が有効でると判断される事情，方式に関するルール，情報提供義務，情報提供しない場合のサンクション，撤回権，時効期間，不履行と救済，代理人の権限に関するルール，責任

と責任の範囲に関するルール，標準契約約款が当事者によって承認される方法に関するルールである。構成国の強行法規の重要性は承認されたが，どのように扱うのかは明らかではない。

特別契約法の分野では，売買契約，サービス契約，保険契約，動産に関する債権担保，所有権留保条項が取り上げられた。

ワークショップでは，調査している者のネットワークの形成の仕方も討議された。

2003年9月の欧州議会の決議では，[20] ルールの多様性が域内市場の適切な機能にとって阻害要因となるという認識を出発点として，共通の術語を持つ具体的な措置が必要とされた。この共通の枠組みを作成する場合の作業工程が具体的に推奨された。共同体機関の間の対話や政治的な協議プロセスが要求され，共通の枠組みの作成には裁判官・弁護士・公証人・企業・消費者の参加が求められた。共通の枠組みを作成するために，データーバンクの設置が提案された。その作成期限は2006年末である。共通の枠組みは電子商取引の領域でも必要とされている。

共通の枠組みを前提とする選択可能な制度の作成は消費者取引と保険の領域を先駆けとしている。そのために，高いレベルの消費者保護と適切な強行法規の統一に配慮すべきであるとする。契約当事者にとって選択可能な解決策として提供される共通の枠みの作成が考えられている。

共通の枠組みは標準契約約款にも取り入れられるべきであり，裁判外紛争処理機関で利用されるものである。

2003年9月に開催された欧州連合理事会は，[21] より統一的な欧州契約法に関する決議を採択した。この決議では，共同体法の一貫性と構成国法への適切な置き換えの確保の視点から共通の枠組みの意義が理解された。共通の枠組みは共同体法の質の改善と一貫性に寄与するものと考えられている。また，域内市場における越境取引の円滑な効率的な機能の視点から，具体的には越境契約の締結の容易化，取引コストの削減，すべての企業と消費者に域内市場での利益の享受の促進という視点から共通の枠組みの意義が理解された。

共通の枠組みの作成には，すべての構成国がかかわる。当該行動計画と1980年の契約上の債務関係に適用される法に関するローマ条約の共同体法への転換および現代化との間の統一性，1980年の国連国際物品売買条約との統一性が考慮されている。

当該決議の対象となる法領域には，まず契約法に関する共同体法が入る。EU全体の一般的契約約款も対象となるが，契約当事者によって発展させられる性格と共同体および構成国の強行規定を考慮しなければならないので，ウエッブサイトを通した情報収集をすべきことが提案された。分野に特殊でない措置の考察も必要とされた。これは契約法領域における選択可能な制度を意味する。契約自由の原理がその際に考慮される。

共通の枠組みを作成する機構は政治的なレベルと専門家のレベルに分かれる。すべての構成国，欧州連合理事会，欧州議会，調査研究者，法実務家，利害関係者が参加する。共通の枠組みを作成する場合に，補充性の原理，企業と消費者の要望，構成国の法構造と法文化が考慮される。

2004年1月には，契約法と標準約款に関するワークショップが開催された。(22) 企業対企業と企業対政府間で利用される全EU的な標準約款について一般的な合意が成立した。たとえば，欧州委員会のウエッブサイトで現存する標準約款と計画中の標準約款に関する情報を提供すること，標準約款を発展・利用する場合のベスト・プラクティスを確認すること，競争法から生ずる標準約款の利用制限に関するガイダンスを含むような欧州委員会作成のガイドラインを提供すること，欧州委員会の調査によって標準約款を利用する場合の法律上の障害を確認することである。

2004年4月には，欧州委員会と欧州議会が欧州契約法会議を共催した。(23) 当該会議は共通の枠組みの発展の目的としたものであった。共通の枠組みは契約法の共通の原理，法律用語の定義，モデル・ルールを含むものであると考えられている。当該会議では，共通の枠組みの役割・構造・内容，利害関係者の参加の仕方が討議された。

しかし，共通の枠組みの必要性について消極的な意見がある。また，共通

の枠組みの性格や範囲等に関して一致した意見はまだ存在しない。

2004年7月から，欧州連合の領域における多様な法伝統を統一化させるために，欧州契約法の共通の枠組みを形成するネットワークが形成された。(24) この共通の枠組みは「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書で示された欧州共同体法（EC acquis）の統一性の増大という第一の措置に従うものである。この措置に関連する法分野は，一般契約法，売買契約，サービス契約（特に金融サービス），消費者契約，ビジネス契約である。このネットワークは2007年まで続けられる予定である。

7，6　「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書と欧州民事法典研究グループの売買法との関係

7，6，1　「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書において示された共通の枠組みの法素材

「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書において示された共通の枠組みは契約法における一般原理を含むことが予定されている。この一般原理は共通の定義と共通のルールを含み，契約の締結，意思表明が有効でると判断される事情，方式に関するルール，情報提供義務，情報提供しない場合のサンクション，撤回権，時効期間，不履行と救済，代理人の権限に関するルール，責任と責任の範囲に関するルール，標準契約約款が当事者によって承認される方法に関するルールなどを規定するものである。ただし，共通の枠組みの性格や範囲等は議論の途上であって，まだ確定したものは存在しない。

その一般原理の部分は1980年の国連国際物品売買条約，ヨーロッパ契約法原理，国際商事契約原則（ユニドロワ原則），(25) 欧州契約法典，(26) 欧州民事法典研究グループの売買法，その他の研究グループの契約法原理，構成国法，共同体法に含まれているものである。

したがって，これらを法素材として共通の枠組みの一般原理を作成することが可能となる。これらの中で，1980年の国連国際物品売買条約，ヨーロッパ契約法原理，英米諸国も参加して採択された国際商事契約原則（ユニドロ

ワ原則)，欧州契約法典，欧州民事法典研究グループの売買法，その他の研究グループの契約法原理は多様な法を参考にして作成されたものである。それ故，これら以外のものよりも価値が高いと考える。しかし，それぞれ内容的に個性のある部分があるので，再検討を要する場合がある。ヨーロッパ契約法原理については，オランダ法との比較で厳しい批判を受け，消費者保護を考慮していないという批判を受けているので，再検討を必要とする。(27) この再検討を通して，理想的な契約法ができるであろう。また，共通の枠組みを作成するネットワークでは，それらの契約原則以外の様々な法案と批判的検討を踏まえた提案がなされるであろう。

以上のことに配慮しながら，欧州民事法典研究グループの売買法を考察する必要がある。

7，6，2　比較法的考察から得られた欧州民事法典研究グループの売買法の意義

欧州民事法典研究グループの売買法と国連国際物品売買条約とを比較した場合に，当該条約は適用除外となる範囲が多い。たとえば，個人，家族または家庭で使用するために購入された物品の売買（売主が契約前に当該使用目的を知らず，知るべきでもなかった場合を除く)，競売，強制執行等の法令に基づく売買，株式・持分・投資証券・譲渡証券・通貨の売買，船舶・艦船・ホーバークラフト・航空機の売買，電力の売買は適用除外となる売買である。このことが個別的な規定に限定的な性格を与えている。この性格は共通の枠組みを作成することになった経緯を考慮した場合に，疑問点となるであろう。それ故，当該売買法の方が適切である。

当該条約には消費者売買と製品保証に該当する規定がない。しかし，当該売買法は一般原理を定めるとともに，消費者売買と製品保証の場合の法律規定を持っている。この点も当該売買法の方が適切である。

その逆に，当該条約に存在する規定で，当該売買法およびヨーロッパ契約法原理に存在しない規定がある。これは当該条約の固有の性格に由来するものと理論的帰結に由来するものである。後者の場合は検討する価値がある。

当該条約は当該売買法の個別規定だけでなく，ヨーロッパ契約法原理の個別規定にも及んでいる。このことは当該条約を当該売買法・ヨーロッパ契約法原理と比較したことから明らかである。規定の仕方として当該条約の方法は検討の価値がある。

売買契約は，「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書に関するワークショップなどにおいて取り上げられていた領域である。それ故，1980年の国連国際物品売買条約と欧州民事法典研究グループの売買法は，共通の枠組みの個別領域として参考となるものである。

8　日本法との比較

1980年に採択され，1988年から条約として発効した国連国際物品売買条約を欧州民事法典研究グループの売買法とヨーロッパ契約法原理と比較した。これを受けて，明治時代に施行された日本民法典の規定を国連国際物品売買条約・欧州民事法典研究グループの売買法・ヨーロッパ契約法原理の関連規定と比較することにする。

その場合に，国連国際物品売買条約と欧州民事法典研究グループの売買法またはヨーロッパ契約法原理に条文がある場合に，日本民法典の関連規定を指摘する。ただし，もちろん当該関連規定が存在する場合だけに限定する。国連国際物品売買条約に条文がなく，欧州民事法典研究グループの売買法またはヨーロッパ契約法原理に条文がある場合は，日本民法典の関連規定を指摘することはしない。この場合は別稿で論じることにする。

この方針に従って，条約第4条の場合は，民法典第3条以下民法総則に関連規定が存在する。条約第6条の場合は，民法典第91条である。条約第7条の場合は，民法典第1条と第1条の2である。条約第9条の場合は，民法典第92条である。条約第10の場合は，民法典第484条，第574条，第664条である。条約第14条の場合は，民法典第529条である。条約第15条の場合は，民法典第97条である。条約第16条の場合は，民法典第521条，第524条，第530条である。条約第18条の場合は，民法典第521条，第526条，第529条である。

条約第19条の場合は，民法典第528条である。条約第20条の場合は，民法典第139条から第143条までの諸規定である。条約第21条の場合は，民法典第522条と第523条である。条約第23条の場合は，民法典第526条である。条約第24条の場合は，民法典第97条である。条約第25条の場合は，民法典第415条，第541条，第542条，第543条，第561条，第563条，第564条，第565条，第566条，第570条，第609条，第610条，第611条，第635条である。条約第26条の場合は，民法典第540条である。

条約第30条の場合は，民法典第413条と第415条である。条約第31条の場合は，民法典第484条と第664条である。条約第33条の場合は，民法典第412条である。条約第35条の場合は，民法典第401条である。条約第45条の場合は，民法典第415条や第540条などの諸規定である。条約第46条の場合は，民法典第414条，第570条，第634条である。条約第47条の場合は，民法典第541条である。条約第49条の場合は，民法典第540条，第541条，第542条，第543条，第561条，第563条，第564条，第565条，第566条，第570条，第609条，第610条，第611条，第635条である。条約第50条の場合は，民法典第563条と第565条である。条約第51条の場合は，民法典第541条，第542条，第561条，第563条，第564条，第565条，第566条，第570条，第609条，第610条，第611条，第635条である。条約第52条の場合は，民法典第591条，第662条，第663条である。条約第53条の場合は，民法典第413条と第415条である。条約第57条の場合は，民法典第484条，第485条，第558条，第574条，第664条である。条約第58条の場合は，民法典第412条と第533条である。条約第59条の場合は，民法典第412条である。

条約第60条の場合は，民法典第１条である。条約第61条の場合は，民法典第415や第540条などの諸規定である。条約第62条の場合は，民法典第414条である。条約第63条の場合は，民法典第541条である。条約第64条の場合は，民法典第540条，第541条，第542条，第543条，第561条，第563条，第564条，第565条，第566条，第570条，第609条，第610条，第635条である。条約第66条から第69条までの諸規定の場合は，民法典第534条，第535条，第536条，

第548条，第565条，第609条，第610条，第611条である。条約第71条の場合は，民法典第533条である。条約第74条の場合は，民法典第416条である。条約第75条の場合は，民法典第416条である。条約第76条の場合は，民法典第416条である。条約第77条の場合は，民法典第418条である。条約第78条の場合は，民法典第419条である。条約第79条の場合は，民法典第419条，第609条，第610条，第611条である。条約第80条の場合は，民法典第130条，第418条，第548条である。条約第81条の場合は，民法典第545条，第620条，第630条，第652条である。条約第84条の場合は，民法典第545条，第620条，第630条，第652条である。条約第85条の場合は，民法典第413条，第492条，第493条である。条約第86条の場合は，民法典第413条，第492条，第493条である。条約第87条の場合は，民法典第413条，第492条，第493条である。条約第88条の場合は，民法典第413条，第492条，第493条である。

民法典の関連規定は，内容的に一致または類似する場合もあるが，単に対応関係を示したにすぎない。日本民法典の規定を国連国際物品売買条約・欧州民事法典研究グループの売買法・ヨーロッパ契約法原理の関連規定と実質的に比較・検討し，解釈論や立法論を提案することは，国際商事契約原則（ユニドロワ原則），欧州契約法典，構成国法，共同体法などを含めた比較・検討をした後に行うことにする。(28)

9　おわりに

本稿はEU私法（構成国法プラス欧州連合・共同体法）の研究を日本法の立法論・解釈論に役立てるために，欧州民事法典研究グループの法律案の全体に通じる部分と民事法上の売買法に関する法律案の内容を確認した。その後で，国連国際物品売買条約と比較検討し，欧州民事法典研究グループの売買法に関する法律案と「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書との関係を述べた。法典の構造と消費者等の概念については特に論評せず，紹介にとどめた。

国連国際物品売買条約を欧州民事法典研究グループの売買法に関する法律

案とヨーロッパ契約法原理と比較した。個別的にさらに詳しく比較法的に検討して，日本法への立法論的・解釈論的示唆を得たいと考えている。その前提として，国際商事契約原則（ユニドロワ原則），欧州契約法典，共同体法の消費財の売買と保証に関する指令等を国連国際物品売買条約・欧州民事法典研究グループの売買法に関する法律案・ヨーロッパ契約法原理と比較検討する。順次，構成国法を含めた比較と欧州契約法委員会および欧州民事法典研究グループ以外の研究成果との比較を行う。

「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書において示された共通の枠組みは欧州委員会等で検討中であり，いずれ公表される予定（2009年）である。これはEU私法の研究の目的にとって重要な法素材となる。共通の枠組み公表後にヨーロッパにおける契約法研究および消費者契約法の研究は本格化するであろう。このことは，2004年7月から始まった共通の枠組みの作成が主として「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」文書で示された欧州共同体法（EC acquis）の統一性の増大という第一の措置に対するものであること，この文書を具体化した2004年10月に公表された「欧州契約法と欧州共同体法（acquis）の改革－進路」文書から推測できる。(29) その他の措置としてのより一般的な方向の帰趨は，その共通の枠組みの作成の過程で知ることができるであろう。

ヨーロッパにおける契約法および消費者法の本格的な展開は，日本民法典における契約法関連規定の再考を促すだけでなく，1968年に制定された消費者保護基本法（2004年改正の消費者基本法）の下で成立した個別的な消費者法によい刺激を与え，必要があれば我が国の消費者法の見直しを促すものとなるであろう。

注

(1) Ole Lando/Hugh Beale, Principles of European Contract Law, Parts 1 and 2, Kluwer Law International 2000.

Ole Lando/Eric Clive/Andre Prum/Reinhard Zimmermann, Principles of European Contract Law, Part 3, Kluwer Law International 2003.

(2) http://www.sgecc.net/

(3) 拙稿「EU私法の展開（2完）」北海道大学大学院法学研究科『北大法学論集第55巻第2号』2004年7月，373頁以下。

(4) http://www.sgecc.net/

(5) http://www.sgecc.net/

(6) 拙稿「ヨーロッパ契約法原理の将来性」琉球大学法文学部『琉大法学第68号』2002年9月，23頁以下。

同「ヨーロッパ契約法原理について」信山社『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』2002年9月，323頁以下。

同「ヨーロッパ契約法原理の将来性―ドイツ契約法シンポジウムを踏まえて」九州法学会『九州法学会報2002年』2003年9月，50頁以下。

(7) http://www.sgecc.net/

(8) http://www.uncitral.org/

(9) Entschließung des Eurpäischen Parlaments über die Angleichung des Privatrechts der Mitgliedstaaten vom 26.05.1989.

(10) Entschließung des Eurpäischen Parlaments zur Angleichung bestimmter Bereich des Privatrechts der Mitgliedstaaten vom 27.04.1994.

(11) European Parliament resolution on the approximation of the civil and commercial law of the Member States
(COM(2001)398-C5-0471/2001-2001/2187(COS)).

(12) Academy of European Law, Programme 2002 August-December, pp 69.

(13) Academy of European Law, Programme 2003 January-July, pp 73.

(14) Academy of European Law, Programme 2004 July-December. pp 15.

(15) Commission of the European Communities, Discussion Document, Ideas for a Consumer Policy Strategy.

(16) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Consumer policy strategy 2002-2006, (COM(2002)208 final), (2002/C137/02).

(17) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament on European Contract Law, Brussels 11.07.2001 COM(2001)398 final.

(18) Commission of the European Communities, Communication from the Commis-

sion to the European Parliament and the Council, A More Coherent European Contract Law, An Action Plan, Brussels 12.2.2003 COM(2003)68 final.

(19) Commission of the European Communities, Commission Contract Law Workshop 16/23.06. 2003

(20) European Parliament resolution on the Communication from the Commission to the European Parliament and the Council-A more coherent European contract law-An action plan (COM(2003)68-2003/2093(INI)).

(21) Council Resolution on A more coherent European contract law (2525th Competitiveness Council (Internal Market, Industry and Research), Press release of 20.09.2003 No 12339/03, page 15 to 17.

(22) Contract Law and Standard Terms and Conditions Workshop, 19 January 2004.

(23) Joint European Parliament/European Commission Conference on European Contract Law-Towards a Common Frame of Reference, 28 April 2004.

(24) Call for Expression of Interest-A network of stakeholder experts on the Common Frame of Reference, 31 July 2004.

(25) http://www.unidroit.org/

(26) Giuseppe Gandolfi, Code Europeen des Contrats, Livre Premier 1, Milano-Dott. A.Giuffre Editore, 2002.

(27) M.W.Hesselink/G.J.P.de Vries, Principles of European Contract Law, Kluwer, 2001, p. 186.

(28) この比較・検討の一部として民法現代語化案に対する意見書を挙げることができる。この意見書はドイツ民法研究会における私を含む25名が提出したものである。その趣旨は民法典第541条に帰責事由を明文化することに反対するものであった。ここで意見書の内容の一部だけを紹介しておくことにする。

「1980年の国連動産売買法（ウィーン条約・CISG）以後の国際的・地域的なモデル立法は，損害賠償については帰責事由をなんらかの形で要件とするのに対して，契約解除については帰責事由を要件としていない。たとえば，上記国連動産売買法49条，ユニドロワ国際商事契約原則（PICC）7・3・1条，ヨーロッパ契約法原則（PECL）9：301条，いわゆるガンドルフィー草案114条などである。これらのモデル立法等は各国国内立法にも影響を与え，1992年のオランダ新民法第6編265条，1999年の中国合同法（同年施行）94条，2001年のドイツ債務法現代化法（2002年施行）323条も帰責事由を解除の要件としていない。

これらの諸立法は，損害賠償と解除の機能の違いに着目したため，それぞれの要件

を異なるものとしたことが指摘されている。すなわち，損害賠償は不履行債務者に不履行から生じた損害の負担を求めるいわば「制裁」的な制度であり，「当該損害を不履行債務者に帰すことが妥当か」という側面から要件が定められているが，契約解除は不履行のあった契約の拘束から債権者を解放するいわば「救済」とされ，契約からの離脱を債権者に許すべきかという点から要件が定められているのである。これはとりわけ帰責事由のない履行遅滞の場合に首肯できる。この場合，帰責事由を解除の要件とすると，履行が得られないにもかかわらず契約の拘束（義務）からも離脱できないという事態が債権者に生じてしまう。むしろ債権者を履行の期待できない契約の拘束から解放し代替取引を可能にすることが望ましい，というのが近時の国際的動向なのである。』

『現時点で帰責事由を解除の要件として明文化することは，国際的潮流から見た場合はむしろ後退であり，わが国の法制度への信頼を損ない，法整備支援等の国際貢献にも多大な影響を与えかねない。』

このように，我が国の国外に対する積極的な法学の貢献として法整備支援等の国際貢献がある。この事業はますます重要性を増しており，我が国の解釈・立法論を展開する場合にも国際的な観点は不可欠である。この点を指摘する文献として，次の論文を挙げておく。

拙稿「ヨーロッパ契約法原理について」信山社『EU 法・ヨーロッパ法の諸問題』2002年９月，343頁以下。

同「東アジアの地域協力―ヨーロッパ法との比較研究の前提作業」琉球大学法文学部『琉大法学第68号』2002年９月，１頁以下。

同「ヨーロッパ契約法原理の将来性―ドイツ契約法シンポジウムを踏まえて」九州法学会『九州法学会報2002年』2003年９月，55頁。

(29) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the European Parliament and the Council, European Contract Law and the revision of the acquis : the way forward, Brussels, 11.10.2004, COM(2004)651 final.

付録

欧州民事法典研究グループの売買法案の翻訳

第１章　一般規定の適用範囲

第1節　欧州売買法の原則の範囲

第1：101条　適用範囲

(1) 当該原則は物品売買契約に適用される。すなわち，物品売買契約とは，一方当事者である売主が他方当事者である買主に契約締結時または一定の将来の時に物品の所有権を移転する義務を負い，買主が代金を支払うことを引き受ける契約である。

(2) “物品”とは有体物を意味し，船舶，大型船舶，ホーバークラフト，航空機，宇宙の物体，動物，液体，ガスを含む。

(3) “物品”は将来の物品，すなわち，契約締結時にまだ存在しない物品を含む。

(4) 当該原則は適切な修正を伴って以下のような売買契約に適用される。

(a) 電気

(b) 情報とデーター（ソフトウエアーを含む）

(c) 株式，投資証券，譲渡証券

(d) その他の無体財産権で，権利，受取手形，知的財産権，産業財産権を含む。ただし，土地，建物またはその他の不動産を含まない。

第1：102条　加工または生産される物品の供給契約

(1) 加工または生産される物品の供給契約が売買契約と考えられるのは，物品を注文した当事者が当該加工または生産にとって必要な材料の実質的な部分を供給することを引き受けない場合である。

(2) 消費者取引において，加工または生産される物品の供給契約は売買契約と考えられるものとする。

第1：103条　交換

(1) お互いが契約締結時または一定の将来の時に金銭とは異なる物品の所有権の交換として物品の所有権を移転する義務を負う契約に当該原則は適切な修正を伴って適用される。

(2) お互いは受領した物品に関して買主であると考えられ，引き渡した物品に関して売主であると考えられる。

第2節　一般規定

第1：201条　消費者売買

当該原則の目的に照らして，消費者売買とは，当該取引，事業または専門的職業に関連する目的の範囲で行動する自然人または法人（専門家）が物品を当該取引，事業または専門的職業に関連しない目的のために初めから行動する自然人（消費者）に売る契約である。

第1：202条　離脱または強制的取扱い

(1) 別段の定めがない限り，当事者は当該原則から逸脱できる。

(2) 当事者は消費者の不利益に当該原則で定められた消費者保護ルールから逸脱できない。

第2章　売主の義務

第2：001条　売主の義務

売主は以下のことをしなければならない。

(a) 契約締結時または一定の将来の時に物品の所有権を移転すること

(b) すでに買主の占有下にない限り，物品を引き渡すこと

(c) 第2章第2節に準拠して，物品がすべての点で契約に適合し，第三者の権利または請求権から免れていることを保証すること

(d) 契約によって要求される物品を表象または物品に関連する証書を引き渡すこと

第1節　物品の引渡

第2：101条　引渡

(1) 売主は以下のことをすることによって引渡義務を履行する。

(a) 物品を買主に引き渡すこと，または

(b) 物品を買主の処分に委ねること，または

(c) 物品を表象する証書を買主に引き渡すこと

(2) 当該契約が物品の運送を伴う場合には，売主は物品を運送人に手渡すことや買主が運送人から物品の引渡を得ることができるために必要な証書を買主に交付することによって引き渡す。

第２：102条　引渡のための時と場所

(1) 引渡のための時と場所は欧州契約法原理第７：101条と第７：102条によって決定される。[第２項に服することを条件とする]

(2) 物品を表象する証書を交付する義務を負っている売主は証書を契約によって要求された場所，時，方式で交付しなければならない。あるいは，当該契約が当該事項を定めていない場合には，買主が履行期に物品の引渡を得ることができ，その時から物品に関連する所有者の権利を行使できるような時，場所，方式で証書を交付しなければならない。

第２：103条　物品または証書の履行期前の提供

(1) 売主が引渡日以前に物品を引き渡した場合には，売主はその日までに提供していない部分を引き渡すことができ，または引き渡された物品の量の不足を埋め合わせることができ，または引き渡された契約に合致していない物品の交換のために物品を引き渡すことができ，または引き渡された物品の契約適合性の欠如を直すことができるのは，この権利の行使が買主に不合理な不都合または不合理な費用を生じさせない場合である。

(2) 売主が契約によって要求された時以前に証書を交付した場合には，売主はその時までに証書における契約適合性の欠如を治癒できるのは，この権利の行使が買主に不合理な不都合または不合理な費用を生じさせない場合である。

(3) しかし，買主は買主に生じた不都合または費用に対して欧州契約法原理第９章第５節に準拠して損害賠償を請求する権利を持つ。

第２：104条　運送

(1) 売主が物品の運送を手配する義務を負っている場合には，売主は諸般の事情において適切な輸送手段によって定まった場所に運送するために必要で，当該輸送の通常の条件に従った契約を締結しなければならない。

(2) 契約に従って売主は物品を運送人に引き渡す場合と物品が物品に付けられた印，積荷証書またはその他の方法で契約どおりなものであるとまったく確認されない場合には，売主は買主に物品の明細を記した発送通知をし

なければならない。

(3) 売主が物品の運送に関して保険をつける義務を負っていない場合には，売主は買主の要求に基づいて買主が保険をつけることができるために必要な有益な情報のすべてを買主に提供しなければならない。

第2節　物品の適合性

第2：201条　契約との適合性

売主はすべての点で契約に合致した物品を引き渡さなければならない。したがって，物品は以下のようなものでなければならない。

(a) 契約によって要求された量，品質，種類であること

(b) 契約によって要求された方法で入れられ，または，包装されていること

(c) 契約によって要求された付属品または設備またはその他の使用説明書を伴っていること

第2：202条　黙示の条件

(1) 当事者が別段の合意をした場合を除いて，物品が契約に適合しないのは以下のような場合である。

(a) 当該物品が契約締結時に売主に知らされた特定の目的に適合していなかった場合。ただし，諸般の事情に拠れば，売主の技術と判断を買主が信頼せず，または，買主が信頼することが不合理であった場合を除く。

(b) 当該物品は売主が買主に見本またはひな型として提供した物品の品質を持っていなかった場合。

(c) 同じ種類の物品が通常使用される目的に当該物品が適合していなかった場合。

(d) チェーン企業において比較的早く連携役となった人，生産者または生産者の代理人によって物品についてなされた物品の特殊性に関する関連説明を考慮して，当該物品が買主の合理的に期待可能な品質と性能を持っていなかった場合。

(e) 当該物品が同種の物品にとって通常の方法で，または，当該方法がな

い場合には物品を保存または保護するのに適した方法で入れられず，または，包装されていなかった場合。

(f) 当該物品は買主が合理的に受領するのを期待できるような付属品または設備またはその他の使用説明書を伴っていなかった場合。

(2) 前項(d)号の目的に照らして，ある説明が関連しないのは以下のような場合である。

(a) 売主が当該説明に気づかず，気づくことを合理的に期待され得なかった場合。

(b) 当該説明が契約締結時までに訂正された場合。

(c) 物品を購入する買主の決定が当該説明によって影響されることがあり得なかった場合。

(3) 消費者売買において，売主は本条に基づく買主の権利を排除または制限できない。

第２：203条　消費者売買における誤った取り付け

物品が消費者によって誤って取り付けられた場合，誤った取り付けから生じた契約適合性の欠如は以下のような場合に本節の意味における物品の適合性の欠如と同価値であるとみなされる。

(a) 当該物品が消費者によって取り付けられることを意図されていた場合。

(b) 誤った取り付けが取付説明書の欠点に拠っていた場合。

第２：204条　第三者の権利または請求権一般

物品が第三者の権利または請求権から免れていない場合には，物品は契約に適合していない。ただし，当該権利または請求権が産業財産権またはその他の知的財産権に基づいている場合には，売主の義務は第２：205条によって規律される。

第２：205条　産業財産権またはその他の知的財産権に拠る第三者の権利または請求権

(1) 物品が契約に適合しないのは，契約締結時に売主が知っていたかまたは合理的に知っていたと期待できた産業財産権またはその他の知的財産権に

基づく第三者の権利または請求権から当該物品が免れていなかった場合である。

(2) ただし，当該権利または請求権が買主の提供した技術設計，デザイン，製法またはその他の明細書に売主が従ったことから生じた場合に第1項は拡張しない。

第2：206条　適合性の欠如に対する買主の悪意

売主が第2：202条，第2：203条，第2：204条，第2：205条に基づいて責任を負わないのは，契約締結時に買主が適合性の欠如を知っていたかまたは知っていたと合理的に期待できた場合である。

第2：207条　適合性の時における関連事項

(1) 危険が買主に移転した時に存在した適合性の欠如に対して売主は責任を負担する。このことは適合性の欠如がその時以後に明らかになったにすぎない場合にも同様である。

(2) 消費者売買において，物品の引渡の6ヶ月以内に明らかになった適合性の欠如が危険の移転した時に存在したものと推定されるのは，当該推定が物品の性質または適合性の欠如の性質と矛盾していない場合である。

第3節　検査および通知

第2：301条　物品の検査

(1) 買主は諸般の事情において合理的な短期間内に物品を検査する義務を負い，または，物品を検査させる義務を負う。

(2) 契約が物品の運送を伴う場合には，物品が目的地に到着する後まで検査を延期することができる。

(3) 検査の合理的な機会を持つことなく物品が買主によって輸送中に転送され，または，再び発送された場合で，契約締結時に売主が当該転送または再発送の可能性を知っていたかまたは知っていたと合理的に期待できる場合には，物品が新しい目的地に到着する後まで検査を延期することができる。

(4) 本条は消費者売買に適用されない。

第２：302条　適合性の欠如の通知

(1) 買主が適合性の欠如を発見したかまたは発見すべきであった後の合理的な期間内に買主が売主に適合性の欠如の性質を詳細に述べた通知を出さなかった場合には，買主は物品の適合性の欠如に依拠する権利を失う。

(2) いずれにせよ買主が物品の適合性の欠如に依拠する権利を失うのは，物品が買主に実際に引き渡された日から少なくとも２年間以内に買主が売主に当該不適合に関する通知を出さなかった場合である。[ただし，この期限は契約上の保証期間と矛盾しない場合である。]

(3) 第２項は第２：204条と第２：205条に基づく第三者の請求権または権利については適用されない

第２：303条　消費者売買における適合性の欠如に関する通知

(1) 消費者が適合性の欠如を発見した後の少なくとも２ヶ月の合理的期間内に消費者が売主に適合性の欠如の性質を詳細に述べた通知を出さなかった場合には，消費者は物品の適合性の欠如に依拠する権利を失う。

(2) いずれにせよ消費者が物品の適合性の欠如に依拠する権利を失うのは，物品が買主に実際に引き渡された日から少なくとも２年間以内に消費者が売主に当該不適合に関する通知を出さなかった場合である。

(3) ただし，前項は契約価格を超えない損害賠償に対する権利と履行を抑制する権利に適用されない。

(4) 第２項は第２：204条と第２：205条に基づく第三者の請求権と権利については適用されない。

第２：304条　部分的引渡に関する通知

物品のすべてが引き渡されたわけではないという事実を買主が売主に通知する必要がないのは，将来の引渡が行われることを買主が信じるに足る理由を持っていた場合である。

第２：305条　適合性の欠如に関する売主の悪意

売主が第２：301条，第２：302条，第２：303条，第２：304条の諸規定に依拠する資格がないのは，売主が知っていたかまたは知っていたと合理的に

期待できる事実と売主が買主に開示しなかった事実に適合性の欠如が関連していた場合である。

第2：306条　請求する救済手段に関する通知

(1) 売主に第2：302条に基づく適合性の欠如に関する通知をした後の合理的な期間内に買主が売主に修繕または代替品の引渡のための要求または解除の通知をしなかった場合には，買主は修繕または代替品の引渡に対する権利と解除権を失う。

(2) 本条は消費者売買に適用されない。ただし，買主は売主の要求に基づいて合理的な期間内に選択権のある救済手段を指定する義務がある。買主がそのような指定をしなかった場合には，買主は売主の選択に同意したものと推定される。

第3章　買主の義務

第3：001条　買主の義務

買主は以下のようなことをしなければならない。

(a) 契約によって要求された代金を支払うこと

(b) 契約によって要求された物品の引渡を受領すること

(c) 契約によって要求される可能性のある物品を表象する証書または物品に関連する証書の引渡を受領すること。

第1節　代金の支払い

第3：101条　支払いの方式

代金を支払う買主の義務は，支払いをすることができるために必要な措置をとることや方式を遵守することを含む。

第3：102条　通貨

代金が特定の通貨で表示されていない場合には，支払いがなされる場所の通貨で支払いがなされなければならない。

第3：103条　正味重量の代金

代金が物品の重量に従って決定される場合に，代金が正味の重量で決定されるのは，当事者が別段の合意をしなかった場合である。

第2節　引渡の受領

第3：201条　引渡の受領

買主は以下のことをすることによって引渡しを受領する義務を履行する。

(a) 売主が引渡しをすることができるように買主に対して合理的に期待できるすべての行為を履行すること

(b) 契約によって要求された物品または物品を表象する証書を受領すること

第3：202条　期限前の履行と量の超過した引渡

(1) 売主が決められた日以前に物品を引き渡した場合には，買主は引渡しを受領することができ，または，引渡しを受領することを拒絶することができる。

(2) 売主が契約によって提供されるよりも多い量の物品を引き渡した場合には，買主は引渡しを受領することができ，または，量の超過した引渡しを受領するのを拒絶することができる。

(3) 超過分のすべてまたは一部の引渡しを受領した買主は，契約上の割合でそれに対する代金を支払わなければならない。

第3節　物品の保存

第3：301条　保存一般

欧州契約法原理第7：110条は物品を占有している当事者の権利と義務を規律する。

第4章　救済手段

第1節　買主の救済手段一般

第4：101条　買主の救済手段一般

(1) 売主が契約に基づく売主の義務のいずれも履行しない場合には，買主は欧州契約法原理第8章と第9章で規定された救済手段を行使できる。ただし，当該原則で別段の定めをした場合を除く。

(2) 消費者売買において，売主は規定された救済手段の費用を負担しなければならない。

第4：102条　重大な不履行に対する契約の解除

(1) 不履行の場合に，どちらの当事者も以下のような理由で遅滞が重大な不履行にならない限り契約を解除できない。

(a) 遅滞が契約に基づいて期待する資格のあるものを権利の侵害された当事者から実質的に奪い，他方当事者がその結果を予見し，合理的に予見できたこと

(b) 遅滞が意図的であって，遅滞が他方当事者の将来の履行をあてにできないと信ずるに足る理由を権利の侵害された当事者に与えたこと

(2) 債務の履行時を厳格に遵守することは，当事者が明示的にそのような合意をした場合だけ契約の本質となる。

第4：103条　部分的引渡と部分的適合性の場合の解除

(1) 売主が物品の一部だけを引渡し，または，引き渡された物品の一部だけが契約に適合していた場合には，解除権は引き渡されていない部分または適合していない部分について適用される。

(2) ただし，引き渡されていない部分または適合していない部分が売主の側の重大な不履行となった場合には，買主は欧州契約法原理第9：301条に基づいて契約全体を解除できる。

第2節　適合性の欠如に対する買主の救済手段

第4：201条　本節の範囲

(1) 本節の規定が適用されるのは，売主が第2章第2節の意味の範囲内の契約に適合していない物品を引き渡した場合だけである。

(2) 本節が第1項に基づいて適用される場合に，買主は［第一に］適合性の欠如を修繕，代替品の引渡またはその他の手段によって救済してもらう資格を持ち，以下に規定される代金の減額，契約の解除，または，損害賠償に対する資格を持つ。

第4：202条　適合性の欠如の救済

(1) 買主が適合性の欠如を修繕，代替品の引渡またはその他の手段によって救済してもらう資格を持つのは，適合性の欠如を救済することが以下のよ

うな場合である。

(a) 不法または不可能でないこと，または

(b) 売主に不合理な努力または出費を生じさせないこと

(2) 買主が他の源から適合性の欠如を合理的に救済してもらうことができたという理由だけで，売主は適合性の欠如を救済するのを拒絶することができない。

(3) 売主は合理的な期間内に適合性の欠如を救済しなければならず，買主が消費者の場合には買主に重大な不便を与えることなく適合性の欠如を救済しなければならない。

(4) 売主が第1項に基づいて適合性の欠如を救済するように買主が要求した場合には，買主は履行を抑制できる。ただし，売主が拒絶せず，または，適切に適合性の欠如を救済した場合には，買主は他の救済手段を行使できない。

第4：203条　救済に対する売主の申込

(1) 買主が売主に適合性の欠如を救済する機会を与えなければならないのは，売主が以下のようなことをした場合である。

(a) 適合性の欠如に関する通知を受けた後すぐに売主が適合性の欠如の救済を意図していることを知らせたこと

(b) 適切に適合性の欠如を救済できること

(2) 売主が第1項に基づいて適合性の欠如を救済する意図を知らせた場合には，買主は履行を抑制できる。ただし，売主が拒絶せず，または，適切に適合性の欠如を救済した場合には，買主は他の救済手段を行使できない。

第4：204条　［救済］方法の選択

(1) 売主が適合性の欠如を救済する方法を選択できるのは，選択された方法が他の方法と比較して不合理な遅滞または重大な不便を買主に生じさせなかった場合である。

(2) 消費者売買において，適合性の欠如を修繕，代替品の引渡またはその他の方法によって救済できるのかどうかを買主が選択できるのは，選択され

た方法が第4：302条第1項で規定された条件に従っている場合である。

第4：205条　他の救済手段に訴えること

(1) 買主が本条で規定された他の救済手段に訴えることができるのは，売主が拒絶し，第4：302条第3項に準拠して適合性の欠如を救済できずまたは怠る場合である。

(2) 買主が契約を解除できるのは，適合性の欠如が第4：102条に基づく重大な不履行である場合である。

(3) 消費者売買において，買主が契約を解除できるのは，適合性の欠如が小さくない場合である。

(4) 買主は欧州契約法原理第9：401条に準拠して代金を減額できる。

(5) 買主は修繕または代替品の引渡の費用を含めて，欧州契約法原理第9章第5節に基づいて損害賠償を請求できる。

第4：206条　業としない売主の責任の限界

(1) 売主が第1：201条の意味の範囲内で当該取引，事業または専門的職業に関連する目的の範囲で行動しない自然人である場合に，買主は契約代金を超えた損害賠償を請求する資格がない。

(2) 適合性の欠如または第三者の請求権または権利が売主の知っていたかまたは知っていたと合理的に期待できる事実と売主が買主に開示しなかった事実に関連していた場合には，売主は第1項に依拠する資格がない。

第3節　売主の救済手段

第4：301条　売主の救済手段一般

買主が契約に基づく買主の義務のいずれも履行しない場合には，売主は欧州契約法原理第8章と第9章に規定された権利を行使できる。

第4：302条　売主の指定権

(1) 契約に基づいて買主が物品の形，大きさまたはその他の特徴を指定することができ，合意された日または売主の要求を受けた後合理的な期間内に指定しなかった場合には，売主は他のいかなる権利を侵害することなく買主の既知の条件に従って指定することができる。

(2) 当該指定をする売主が買主にその詳細を知らせなければならず，買主が異なった指定をすることができる合理的な期間を決めなければならない。当該通知の受領後に買主がそのように決められた期間内にそうしなかった場合には，売主による指定に拘束力がある。

第5章 危険の移転

第1節 一般規定

第5：101条 危険の定義

危険が買主に移転した後の物品の滅失または毀損は買主を代金の支払義務から免れさせるものではない。ただし，当該滅失または毀損が売主の作為または不作為によらない場合である。

第5：102条 物品の確認

物品に付けられた印，積荷証書，買主に与えられた通知またはその他の方法で，物品が売買契約に適合するものと明示に確認されるまで危険は第2節に基づいて買主に移転しない。

第5：103条 消費者売買における危険の移転

消費者売買において，買主が物品を受領する以前に危険は移転することができない。

第2節 危険の移転

第5：201条 買主の物品の受領

別段の定めまたは合意がない場合には，買主が物品または物品を表象する証書を受領した時に危険が移転する。

第5：202条 買主による不履行

物品が買主の処分に委ねられたが，買主による契約上の義務の不履行のために買主が履行期に物品を受領しなかった場合には，物品を受領すべきであった時から危険は買主に移転する。

第5：203条 売主の営業所とは別の場所における物品

買主が売主の営業所とは異なった場所で物品を受領する義務を負っていた場合に，危険が移転するのは，引渡しが行なわれるべき時で，物品が当該場

所で買主の処分に委ねられた事実を買主が知った時である。

第5：204条　物品の運送

(1) 売買契約が物品の運送を伴い，売主が物品を特定の場所で引き渡す義務を負わない場合に，危険が買主に移転するのは，物品が売買契約に従って買主に送るために最初の運送人に引き渡された時である。

(2) 売買契約が物品の運送を伴い，売主が物品を運送人に特定の場所で引き渡す義務を負う場合には，物品が運送人にその場所で引き渡されるまで危険が買主に移転しない。

(3) 売主が物品の処分を規律する証書を保持する権限を持つという事実は，危険の移転に影響を与えない。

第5：205条　運送中に売却された物品

(1) 運送中に売却された物品について，買主が危険を引き受けるのは，物品が最初の運送人に引き渡された時からである。ただし，諸般の事情が考慮して，売買契約の締結時から危険が買主に移転する。

(2) 売買契約の締結時に，物品が喪失または毀損したことを売主が知っていたかまたは知っていたと合理的に期待でき，売主がこのことを買主に開示しなかった場合には，当該喪失または毀損は売主の危険である。

第6章　製品保証

第6：101条　製品保証の定義

(1) 製品保証とは，以下のような者によって消費者に与えられる第2項で定められた種類の保証を意味する。

(a) 生産者またはチェーン会社における比較的後で連携役となった者，または，

(b) 売主，当該原則と欧州契約法原理第6：101条に基づく売主の義務の他に

(2) 保証とは，以下のようなものである。

(a) 物品が指定期間の間その通常の目的に適合していること，またはさもなければ，

(b) 物品が製品保証書または関連広告で記載された明細事項に応じていること

(c) 製品保証書で記載された条件に従って，

(i) 物品が交換または修繕されること

(ii) 代金が償還されること

(iii) その他の何らかの救済が提供されること

第6：102条 製品保証の拘束力

(1) 製品保証は承諾なく（欧州契約法原理第2：107条に準拠して）最初の買主のために拘束力がある。製品保証書または関連広告に反対の規定があっても同様である。

(2) 製品保証書に別段の指定がない場合には，製品保証は製品保証の期間内に物品のすべての所有者のためにも承諾なく拘束力がある。

(3) 保証書の保有者によって登録または購入の通知のような形式条件を実現することを要件とする製品保証のいかなる条件も，効力がない。

第6：103条 保証人の義務

(1) 消費者に製品保証をした者は消費者に以下のような製品保証書を提供する義務を負う。

(a) 買主が製品保証によって影響を受けない法的権利を持つことを記載している

(b) 製品保証に基づいて請求をするために必要な重要な事項のすべて，特に保証人の氏名と住所，通知がなされる者の氏名と住所および通知がなされる手続きを列挙している

(c) 適合性準則と比較して買主のために製品保証の利点を指摘している

(d) 明瞭なわかりやすい言葉で作成されている

(e) 物品が提供された場合と同じ言葉で作成されている

ただし，当該証書が買主にすでに提供されていなかった場合である。

(2) 製品保証書は文書または別の耐久性のある媒体でなければならず，買主にとって利用可能で接近可能なものでなければならない。

(3) 製品保証の有効性は第1項と第2項の要件の侵害によって影響を受けない。したがって，保証書の保有者は製品保証に依然として依拠することができ，製品保証の履行を要求できる。

(4) 第1項と第2項の要件が侵害された場合に，買主は保証人に第1項と第2項の要件に適合した保証書を提供するように要求する。

第6：104条　製品保証の範囲

製品保証書が別段の指定をしていなかった場合には，

(a) 製品保証の期間は5年間または物品の推定耐用年数のどちらか短い方である。

(b) 製品保証は第4：102条第1項第b号と第c号で規定された要件を含む。

(c) 保証人は物品が第b号に従っていないことを救済する。保証書の保有者は交換，修繕，支払代金の償還の中で選択できる。

(d) 製品保証を援用または履行することに関係する費用のすべては，保証人の負担である。

第6：105条　特殊な部分に限定された保証

(1) 物品の一つの特殊な部分または複数の特殊な部分だけに関連する製品保証は，この制限を製本保証書に明示しなければならない。

(2) 当該制限が明示されていない場合には，それは無効である。

第6：106条　製品保証の条件

製品保証は以下のような原因よって生じた物品の喪失または毀損に対して製品保証に基づく保証人の責任を排除または制限することができる。

(a) 誤使用または誤った取り扱い，または

(b) 製品保証書で適切に説明されている使用書に従って物品を保持することをしなかったこと

ただし，当該免責は製品保証書に明示的に定められている場合である。

第6：107条　証明責任

消費者が製品保証を保証書の適用期間内に援用した場合には，以下のよう

な証明責任は，製品保証書における反対の規定にかかわらず保証人側にある。

(a) 物品が製品保証書または関連広告で定められた事項に応じていたこと

(b) 物品の喪失または毀損が誤使用，誤った取り扱い，保持しないこと，または，保証人が責任を負わない他の原因に拠っていたこと

第6：108条 製品保証期間の延長

製品保証に基づいて物品の欠陥または喪失が救済された場合には，保証書の保有者が欠陥または喪失によって物品を使用できなかった期間に等しい期間のあいだ製品保証が延長される。

（準用規定などに齟齬があるが，そのまま翻訳してある。）

・欧州民事法典案の構造と欧州民事法典研究グループの売買法案に関する改訂案が2004年12月に公表された。これらは内容的に根本的な変更を加えるものではない。以下において新旧の対応関係を指摘しておく。

欧州民事法典案の構造について，改訂案では前文と付録Ⅰ用語の定義が新しく追加された。その他は，従来の第1巻は改訂案の第1巻に対応し，それぞれ第3巻が第2巻に，第2巻は第3巻に，第4巻は第4巻に，第6巻は第5巻に，第5巻は第6巻に，第7巻は第7巻に，第8巻は第8巻に，第9巻は第9巻に，第10巻は第10巻に対応している。

欧州民事法典研究グループの売買法案について，2004年6月の売買法案の第1：101条第1項は2004年12月の売買法案の第1：101条に対応するように，条文の変更があったものだけ指摘すると，それぞれ第1：101条第2項・第3項は第1：104条に，第1：101条第4項は第1：105条に，第1：201条は第1：202条に，第1：202条は第1：203条に，第4：302条は第2：202条に，第2：202条は第2：203条に，第2：202条第1項第d号は第2：204条第1項に，第2：202条第2項は第2：204条第2項に，第2：203条は第2：205条に，第2：204条は第2：206条に，第2：205条は第2：207条に，第2：206条は第2：208条に，第2：207条は第2：209条に，第4：101条第1項と第4：301条は第4：101条に，第4：206条は第4：104条に，第

2：301条は第4：301条に，第2：302条第1項は第4：302条第1項に，第2：303条第1項は第4：302条第2項に，第2：302条第2項は第4：302条第3項に，第2：302条第3項は第4：302条第4項に，第2：303条第3項は第4：302条第5項に，第2：304条は第4：303条に，第2：305条は第4：304条に，第2：306条は第4：305条に，第5：201条は第5：102条に，第5：102条は第5：201条に，第5：202条は第5：202条第1項に，第5：203条は第5：202条第2項に，第5：204条第1項は第5：203条第2項に，第5：204条第2項は第5：203条第3項に，第5：204条第3項は第5：203条第4項に，第5：205条第1項は第5：204条第2項に，第5：205条第2項は第5：204条第3項に，第5：103条は第5：205条に対応している。

2004年12月の売買法案における新しい追加規定は，第1：201条，第5：203条第1項，第5：204条第1項である。